

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成25年10月 7 日

(平成24年度決算)

(企画振興部・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成25年10月7日(月曜日)

午前10時1分開議
午前11時34分休憩
午後1時0分開議
午後2時31分休憩
午後2時38分開議
午後3時38分閉会

本日の会議に付した事件

議案第26号 平成24年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第28号 平成24年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(9人)

委員長 松田三郎
副委員長 森浩二
委員 前川收
委員 小杉直
委員 岩中伸司
委員 氷室雄一郎
委員 小早川宗弘
委員 磯田毅
委員 杉浦康治

欠席委員(2名)

委員 山口ゆたか
委員 増永慎一郎

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 錦織功政
理事兼

交通政策・情報局長 小林豊

総括審議員兼政策審議監 内田安弘

地域・文化振興局長 田中浩二

企画課長 小原雅晶

地域振興課長兼

県中央広域本部振興部長 吉田誠

文化企画課長 吉永明彦

政策監兼

文化・世界遺産推進室長 本田圭

川辺川ダム総合対策課長 福山武彦

交通政策課長 中川誠

情報企画課長 家入淳

統計調査課長 池田正人

健康福祉部

部長 松葉成正

総括審議員兼

政策審議監 牧野俊彦

医監 岩谷典学

長寿社会局長 山田章平

子ども・障がい福祉局長 田中彰治

健康局長 白濱良一

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古閑陽一

健康危機管理課長 一喜美雄

高齢者支援課長 中島昭則

認知症対策・

地域ケア推進課長 大村裕司

社会福祉課長 青木政俊

首席審議員兼

子ども未来課長 中園三千代

子ども家庭福祉課長 藤本聡

障がい者支援課長 松永寿

医療政策課長 三角浩一

国保・高齢者医療課長 大塚陽子

首席審議員兼

健康づくり推進課長 山内信吾

薬務衛生課長 今村均

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊藤 敏 明
会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 恵 則
監査監 瀬 戸 浩 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成
議事課課長補佐 井 隆 彦
議事課主幹 黒 岩 雅 樹

午前10時1分開議

○松田三郎委員長 それでは、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに企画振興部の審査を行い、その後、午後1時から健康福祉部の審査を行うこととしております。

それでは、これより企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、最初に一度立っていただきまして、どこでどなたが説明なさっているかをわかるように一度立っていただきまして、その後は説明は着座のまま簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、企画振興部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、錦織企画振興部長、お願いいたします。

○錦織企画振興部長 おはようございます。

それでは、委員長の御指示に従いまして、着座にて御説明させていただきます。

平成24年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のございました施策推進上改善または検討を

要する事項等のうち、企画振興部関係の3点につきまして、その後の措置状況を御報告申し上げます。

1点目は、全部局共通事項といたしまして「行政文書の管理について、支出負担行為等の書類紛失が発生しており、熊本県行政文書等の管理に関する条例等に基づき、文書を適切に保管、管理すること。」でございます。

企画振興部でも、平成23年度に支出負担行為等の書類を紛失する事案が1件発生いたしましたことを受け、行政文書につきましては、所定の場所での保管、一括管理の徹底を図りますとともに、決裁処理のため関係課へ簿冊を持ち出す場合は、持ち出し日等を管理する一覧表を作成するなど、常に簿冊の所在を明確にして再発防止に努めておるところでございます。

2点目は「地域づくり夢チャレンジ推進事業については、市町村や地域団体などの主体的な取り組みを総合的に支援するものとして期待が大きいことから、今後とも市町村等の意見、要望を踏まえながら企画の段階から積極的なアドバイスを行うなど、一層効果的な事業の展開を図ること。」でございます。

地域づくり夢チャレンジ推進事業につきましては、広域本部が今年度設置されたことに伴い、より迅速に現場の実情に応じた判断ができますよう、事業の交付決定権を各広域本部に移管いたしますとともに、市町村等へのアドバイザー派遣や調査事業ができる掘り起こし事業費を広域本部ごとに1,000万円、合計4,000万円を確保いたしまして、企画段階からの積極的なアドバイスや支援を行っております。

また、一層の効果的な事業展開を図るため、過去に採択した具体的事例を取りまとめ地域づくり団体等へ配付を行いますとともに、地域づくり講演会やセミナー等を開催し、地域振興のための企画づくりのヒントや

ノウハウの共有に努めておるところでございます。

さらに、地域づくりにみずから積極的に挑戦するとともに、地域づくり団体等をしっかり支援している市町村に対し、知事表彰を行っているところがございます。

3点目は「阿蘇の世界遺産登録を推進するため、景観保全等の重要性について地元住民や経済団体等に周知し、住民の機運醸成等を含めたさらなる取り組みを行うこと。」でございます。

まず、住民等への景観保全等の重要性の周知につきましては、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定を目指し、関係市町村において、景観条例の制定や景観計画の策定を進めているところがございますが、その手続の一環として、住民等に景観保全の重要性等を丁寧に説明しているところがございます。

また、住民の機運醸成につきましては、これまでも県民シンポジウムや教育モデル校事業、モニターツアー等により周知啓発を行っておりますが、今年度は、さらに全国に向けた阿蘇の価値や魅力の発信を目的といたしまして、初めて東京でシンポジウムを開催する予定でございます。

さらに、熊本出身の小山薫堂氏への世界遺産PR大使の委嘱や伊藤園との提携により「お茶で熊本を美しく」と銘打ったキャンペーンを展開し、阿蘇の世界遺産登録活動をその寄附やボランティア活動で後押ししてもらいますとともに、関係市町村の広報紙に「守って行きたいわがまちの景観と人々」という題名で、各地の景観等を紹介する取り組みを進めておるところでございます。

続きまして、企画振興部の平成24年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成24年度歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、収入済み額15

億700万円余となっております、不納欠損額、収入未済額はございません。

また、歳出につきましては、予算額58億4,000万円余に対しまして、支出済み額は55億9,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は1,800万円余で、鉄道施設総合安全対策事業に関するものでございます。

また、不用額は2億3,000万円余で、主な内容は、補助事業の執行残や経費削減等による執行残でございます。

詳細につきましては各課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○松田三郎委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課でございます。よろしく申し上げます。

定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

企画課の決算状況につきましては、お手元の決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。主な収入につきましては御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、銀座熊本館内に入居する社団法人熊本県物産振興協会等からの使用料収入でございます。

次に、財産収入でございますが、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る職員負担分でございます。

次の寄附金につきましては、世界チャレンジ支援寄附金として、テレビ熊本から300万円の寄附をいただいたものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

諸収入につきましては、最下段の年度後返納でございますが、平成22年に登山中に行方不明となっていた職員の死亡手続に伴う給与の返還分でございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。

予算現額7億5,600万円余に対し、支出済み額7億3,300万円余となっております。なお、不用額は2,300万円余でございます。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当の特別配当分でございます。不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所職員給与、管理運営費及び銀座熊本館改修に係る経費でございます。なお、不用額746万円余は、人件費の執行残、東京事務所管理運営費の経費節減及び銀座熊本館改修の入札に伴う執行残でございます。

次に、企画総務費につきましては、企画課職員給与費でございます。なお、不用額は、執行残でございます。

5ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、これは備考欄にあります政策推進事業、広域開発行政促進事業、地域プロジェクトアドバイザー委託事業などに係る経費でございます。

不用額の1,500万円余は、県勢発展に向けた調査研究を実施するための経費を計上している政策推進事業において、必要な事案が見込みよりも少なかったものが791万円余で、そのほかは経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田地域振興課長 地域振興課の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査の結果について、公表事項はございません。

まず、歳入でございますが、6ページをお

開きください。

手数料でございますが、不動産鑑定評価法に基づく不動産鑑定業者登録手数料でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、国庫支出金のうち国庫補助金でございますが、特定地域振興対策事業費補助につきましては、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりを目指す環境首都水俣・芦北地域創造事業、こちらであったり、水俣・芦北地域への環境学習等の誘致を図る水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトなど、環境省の水俣病総合対策費補助金等でございます。ともに不納欠損、収入未済額はございません。

次に、国庫委託金でございますが、国土交通省からの土地基本調査委託金で、こちらも不納欠損、収入未済額はございません。

次に、財産収入でございますが、万日山にございます熊本市の排水管理施設等に対する土地貸付料でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、諸収入でございますが、貸付金元利収入5億5,598万円余は、平成11年度から平成24年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金、いわゆるふるさと融資の回収金でございます。

雑入は、阿蘇市からの県地域振興総合補助金返還金の1,520万円、新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部の解散に伴う負担金の残金返納金の91万円余でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。資料の8ページをお願いいたします。

企画総務費でございますが、地域振興課職員21名の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、不用額を生じた理由として、地域づくりチャレンジ

推進事業補助金等につきましては、所要見込み額の減に伴う執行残でございます、6,251万円余りとなっております。その内訳としては、夢チャレンジ推進事業やスクラムチャレンジ推進事業等の補助金分が3,500万円余、アドバイザー派遣事業など県が直接実施する事業が2,700万円余でございます。

この事業は、市町村や地域住民等の自主的な地域づくり、例えば移住、定住や交流拡大の取り組み、高齢者の起業化などを支援するもので、平成24年度は68件の提案があり、審査の結果、57件の取り組みについて採択を行ったところでございます。

制度が開始されて2年が経過しておりますが、年間8件以上の活用がある市町村がある一方で、まだ一度も活用がない市町村もあることから、過去の採択事例を取りまとめて配付を行うとともに、地域づくり講習会やコミュニティビジネスセミナー及び知事表彰などを実施して周知を図っているところでございます。

次に、水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業につきましては、同地域の事業者を対象とした雇用創出奨励金等、所要見込み額の減に伴う執行残でございます。

次に、965万円余りは、その他の事業の執行に際して生じた不用額の合計であり、経費節減等によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課の吉永でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、決算状況の御説明に先立ちまして、本年度の定期監査の公表事項について御説明申し上げます。

文化企画課では、平成24年度に、通勤中に過失割合の高い人身事故が1件、過失割合の高い物損事故が1件発生しております。

職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じることとの御指摘をいただいております。

措置状況といたしましては、当該職員への指導はもとより、課員全員への訓示や交通安全の研修等、交通事故防止対策の徹底を図ったところでございます。

今後も引き続き、さまざまな機会を捉え、交通事故防止、交通法規の遵守につきまして、職員に注意喚起してまいります。

続きまして、文化企画課の決算状況について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。資料の9ページをよろしく申し上げます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

使用料、手数料でございますが、これは熊本県立劇場の施設設備使用料、駐車場使用料等でございます。なお、県立劇場の予算現額と収入済み額との差額が789万円余となっておりますが、これは当初の見込みより県立劇場の利用者が少なかったこと等によるものでございます。

諸収入についてでございます。世界文化遺産登録推進事業の市町村負担金等でございます。予算と収入額の差額50万円余は、県の執行額の減少に伴い、負担金を減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、資料の10ページをお願いいたします。

企画総務費は、職員20人の職員給与費で、不用額72万円余は執行残でございます。

次に、計画調査費は、博物学関係資料活用・学習支援事業等、熊本県芸術文化祭推進事業、熊本県文化協会補助、熊本県立劇場の施設整備費、管理運営事業等の執行経費でございます。不用額の1,597万円余は、主に熊本県立劇場の改修工事及び加藤・細川ヘリテージプロジェクト事業委託費のうち、入札に

伴う執行残でございます。

教育費の文化費は、本県が取り組んでおります万田坑、三角西港を含む明治日本の産業革命遺産、天草の崎津集落を含む長崎の教会群及び阿蘇の3資産に係る世界文化遺産登録推進のための学術調査や啓発等の経費でございます。不用額の753万円余は、文化財指定に係る市町村への補助金の執行残や啓発事業委託費の入札に伴う執行残などでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課の福山でございます。よろしく願います。

定期監査の結果については、公表事項はありません。

資料の12ページをお願いします。

歳入でございますが、財産収入、繰入金及び諸収入のいずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

主な収入は、繰入金1億538万円余であります。これは五木村振興に係る事業の財源に充てるため、五木村振興基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、繰入金における予算現額との収入済み額の差2,192万円余につきましては、五木村振興事業計画の変更等に伴い、繰入金額が減少したものでございます。

次の諸収入、48万円でございますが、五木村振興交付金に係る事業の過年度分の精算に伴う返納金でございます。

次に、歳出でございますが、13ページをお願いします。

企画総務費は、職員10人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、主な事業は備考欄の事業の概要に記載をしておりますが、川辺川ダム問題に関する総合調整、五

木村の振興に係る事務費に充てる川辺川ダム総合対策事業、ふるさと五木村づくり計画に基づく村の事業や、平成24年度から県の財政支援を受けて始まった村の基盤整備事業の経費に充てるための五木村振興交付金交付事業などでございます。不用額の2,471万円余は、五木村振興交付金事業における村の事業計画の変更等に伴う執行残等でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○中川交通政策課長 交通政策課の中川でございます。どうぞよろしく願います。

定期監査の結果につきましては、公表事項はありません。

決算状況を説明いたします。資料の14ページをお願いします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

まず、使用料は、阿蘇くまもと空港内格納庫の使用料でございます。

次に、国庫支出金でございます。地域の元氣臨時交付金につきましては、国の緊急経済対策により拡充されました鉄道施設総合安全対策事業費補助金でございます。肥薩おれんじ鉄道の老朽化したトンネルの整備を行うものでございます。

なお、予算現額と収入済み額に1,900万円余の差が生じておりますのは、本事業を平成25年度に繰り越して執行しているためでございます。

次の特定地域振興対策事業費補助につきましては、環境省の水俣病総合対策費補助金でございます。環境首都水俣・芦北地域創造事業の一環として、肥薩おれんじ鉄道の観光列車を整備しております。

次に、財産収入でございます。これは阿蘇くまもと空港周辺県有地の貸付料及び熊本空

港ビルディング株式会社等からの配当金収入でございます。

15ページをお願いいたします。

諸収入でございます。これは環境首都水俣・芦北地域創造事業に係る利用促進協議会等からの負担金、島原・天草・長島架橋に係る長崎県、鹿児島県からの調査負担金、新幹線建設促進期成会の解散に伴う残金返納金等でございます。

16ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

予算現額11億4,900万円余に対し、支出済み額が11億2,000万円余、翌年度繰越額が1,800万円余となっております。不用額は1,000万円余でございます。

企画総務費につきましては、当課23人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費ですが、並行在来線対策事業や総合交通体系整備推進事業、地方公共交通対策事業などに係る執行経費でございます。

不用額1,000万円余につきましては、総合交通体系整備推進事業や地方公共交通対策事業に係る関係補助金の所要見込み額の減に伴う執行残のほか、阿蘇くまもと空港周辺維持管理事業の入札に伴う執行残など、その他は経費節減等による執行残などでございます。

なお、翌年度繰越額の1,800万円余につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の1ページをお開きください。

先ほど歳入の決算において説明しました鉄道施設総合安全対策事業費につきましては、国の緊急経済対策によるものであり、国からの交付決定が年度末になりましたことから、年度内の事業終了を見込むことができなかつたため、翌年度に繰り越したものでございます。

交通政策課は以上でございます。御審議の

ほどよろしく願いいたします。

○家入情報企画課長 情報企画課の家入でございます。よろしく願いいたします。

情報企画課の決算状況について御説明いたします。

決算状況の御説明に先立ちまして、本年度の定期監査の公表事項について御説明いたします。

情報企画課では、平成24年度に、私用中に過失割合の高い人身事故が1件、通勤中に過失割合の高い物損事故が1件発生している、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じることとの御指摘をいただいております。

措置状況といたしましては、当該職員への指導のほか、課の例会等で職員全員に対し交通事故の防止の徹底を図ったところでございます。

今後も引き続き、さまざまな機会を捉えまして、交通事故防止、交通法規の遵守について、職員に注意喚起してまいります。

続きまして、決算状況について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。資料の17ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、電気通信格差是正事業費補助でございますが、平成24年度に水上村にて実施した携帯電話等エリア整備事業に係る事業費補助金でございます。

次に、配当金収入でございますが、天草ケーブルネットワーク株式会社、株式会社熊本流通情報センター、株式会社JCNくまもとへの出資における剰余金の配当でございます。

次に、共済組合収入でございますが、これは共済組合及び互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金でございます。

次に、18ページをごらんください。

共同システム運営受託収入でございますが、県と市町村が共同で運用しております電子申請システム及び汎用型地理情報システムに係る経費の市町村負担金でございます。

次に、雑入でございますが、これは、企業局並びに病院局の庁内情報システム利用に係る負担金及び庁内イントラネット等への企業広告収入、災害等に伴う通信回線料金返還金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の19ページをお願いいたします。

まず、人事管理費でございますが、備考欄にございますホストコンピューターの運営、管理を行う電子計算管理運営事業、職員グループウェアの構築等を行う庁内情報基盤管理運営事業及び職員認証基盤システムの管理、運営等を行う電子県庁構築事業等に係る経費でございます。不用額の2,763万5,000円につきましては、電算処理業務委託や職員グループウェア構築等における入札執行残及び経費節減によるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

企画総務費につきましては、情報企画課職員23名分の給与で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄にあります熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業等に係る経費でございます。不用額2,183万2,000円につきましては、県庁及び各地域振興局をつなぐネットワークの運用、保守等における入札執行残及び経費節減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○池田統計調査課長 統計調査課の池田でございます。よろしく申し上げます。

決算状況の説明に先立ちまして、定期監査の公表事項について御説明いたします。

統計調査課では、平成24年度に、私用中に過失割合の高い人身事故が1件発生している、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じることとの御指摘をいただいております。

これまでも、職員に対し、月ごとの班長会議などにおいて、飲酒運転の防止を含め、交通法規の遵守並びに交通事故防止について指導を行っており、ことし8月には、交通事故防止の機運を醸成するために、課内研修を実施したところでございます。

今後も引き続き、毎月の例会などさまざまな機会を捉え、交通事故防止、交通法規の遵守について、職員に注意喚起を行ってまいります。

続きまして、決算状況について御説明いたします。

まず、歳入、資料の21ページです。

前段の国庫支出金は、統計調査に係る国からの委託金ですが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出、24ページをお願いいたします。

統計調査費ですが、2段目の統計調査総務費は、職員31名の給与費などでございます。なお、不用額358万2,000円のうち、人件費の執行残が228万9,000円、経費節減に伴う執行残が129万3,000円でございます。

委託統計費は、国からの委託統計調査の執行経費でございます。なお、不用額1,235万5,000円は、経費節減に伴う執行残でございます。

単県統計費は、推計人口調査費等の県単独の調査及び統計年鑑等の刊行物の作成に要した経費です。なお、不用額154万3,000円は、

経費節減に伴う執行残でございます。

以上が統計調査課の決算でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で企画振興部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 昨年の指摘事項の中でもあったみたいですが、地域づくりのチャレンジ推進事業ですか、夢チャレンジ事業について、不用残がかなり出ているということだと思います。

もちろん、チャレンジなさる市町村の審査というのは、それなりに事業効果があるか、計画そのものの、何というかな、実現性の高さとか、波及効果等々について、きちっと精査した上で補助の決定というのはなされていくと思いますが、それにしても結構大きな額が不用として出ていると。

多分、手挙げは、要するに外れた地域もたくさんあるわけでしょうから、余っているぐらいならうちにもやらせてくれというような話は多分あるんだろうと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○吉田地域振興課長 今前川委員御指摘のとおり、多額の不用が出ております。

平成24年度については、御提案いただいたのは68件ということで、我々として、全体で57件を採択させていただきました。ですので、一応それほど落としているわけではないのですが、一方で、落ちていらっしゃるということで、確かに夢チャレンジであるにもかかわらず落とすとは何事だというふうな御意見を持っておられる方もおられます。

一方で、行政として、やはり目的にかなった補助金ということで、一定程度のしっかりした要件を持っていただくことも必要でござ

いますので、平成25年度から、夢チャレについて広域本部に採択権限をおろしたことに伴いまして、できる限り我々として、いろんな要望に沿ってなるだけ通るように、申請段階からしっかりと事業の内容について、補助金を申請いただけるのであれば、ぜひこういった形で事業のほうをもっていってくださいということをやろうということで、今広域本部に落とされたというところで事業をさせていただいておまして、本年度のほうは、今のところ一応69件採択できそうな形になってございまして、去年を12件ほど現時点で上回っているという状況でございますので、こういった形で、先生御指摘のとおり、できる限り使っていただく、単に待ち受けではなく、できる限り使っていただくということをしつかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前川収委員 この種の予算というのは、市町村もなかなか遊びがない財政状況ですから、一般の住民の皆さん方がまちづくり、地域おこし等々の活動をやろうとしたときに、やっぱり民間だけではちょっと厳しいと、だから、何かお手伝いできる部分はありませんかというときには非常に有効な部分だろうというふうに思いますし、みずからおっしゃったとおり、夢の部分を追うわけでしょうから、余り、何というんですか、もちろんむちゃくちゃな、個人的なものに使うとか、そういったことはもちろんまかりならぬと思いますが、いわゆる公益性というものがあれば、成功するかしないかの話はちょっと置いて、チャレンジですから、これまたチャレンジもなさるように、夢とチャレンジですから、まあ名前だけ見りゃ何でもできますみたいな世界ですから、それなりに使えるようにやってほしいと思います。

やっぱりことしのこの不用額の6,250万、1

1件落として6,251万が余ったというのは、若干名前にふさわしくないというふうに思いますし、まあ改善はされているということですが、この辺の予算については、市町村で本来やるべきところでやれたらいいんでしょうけれども、なかなかやっぱり市町村も財政的には非常に硬直化していますから、厳しいので、まさに夢の部分でしっかり推進してもらいたいと思います。

それと、もう1ついいですか。

県劇のほうなんですけれども、文化企画課、県立劇場等の使用料で、歳入のほうで入っていますね、2億2,800万か。これは私ちょっとよくわからないですけれども、指定管理者で管理なさっていらっしゃるんでしょう、たしか。

○吉永文化企画課長 はい。

○前川収委員 ですね。となると、何か利用が少ないとか多いとかというのが、どうそこで——指定管理者で管理されているのに、歳入にはね返ってくるのか、ちょっとその辺の仕組みがよくわからないので、お願いします。

○吉永文化企画課長 お答え申し上げます。

今前川委員御指摘のように、県立劇場につきましては、昨年度より第3期の指定管理に入っております。指定管理は行っておりますけれども、この使用料につきましては、特に利用料金制を現在のところ定めておりません。ですので、この施設の使用料につきましては、そのまま県の歳入のほうに入るという形です。

指定管理者によっては、それを利用料金制という形で指定管理者が収受するという形をとっているところもございますけれども、現在のところは、公益財団法人県立劇場につきましては利用料金制をとっておりませんの

で、そのまま県の歳入に入るというところでございます。

○前川収委員 となると、指定管理者の裁量というんですか、指定管理者がもうかろうと思う必要はないかもしれませんが、より県民にたくさん来てもらって、たくさん活用してもらおうということが、結果としてこの使用料のほうにつながってくるということになるんだと思うので、それまで一括して指定管理者にやったほうがモチベーションは上がるんじゃないですかね。まあ、公益性との何か仕切りがどこかにあるのかよくわかりませんが、そういう判断に至った理由というのは何ですかね。

○吉永文化企画課長 お答え申し上げます。

今まさに前川委員のおっしゃったように、モチベーションを上げるという意味では、それだけ頑張ればその分自分たちの収入につながるというやり方にすれば、おっしゃるとおり、確かに非常に有益なんですけれども、実はちょっと一つ障害がございます、場所がと言うと語弊がございますけれども、熊本市の事業所税というのがございまして、実際の収入につきまして、ある一定の額を超えた場合に事業所税を払わなければいけないということがございまして、それとの絡みで、現在駐車場の料金が結構収入がございまして、その関係上、今現在利用料金制を採用すると、県劇にとって逆に不利というような状況がございます。そういったところで、現在のところ、それをどういうふうに分離するのかとか、ちょっと今検討を内部のほうで行っているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 熊本市の税金は、公的団体、県にも税金がかかるわけですか。

○吉永文化企画課長 公益財団法人に対してかかるというものでございます。

○前川収委員 ということは、指定管理者に移管してしまえば、指定管理者のほうに税金がかかってしまう、今の状態で県が持つとけば、その税金分は減免されていると、その部分の額があるから全部はやらないと、なるほどですね。

しかし、一般的に指定管理者になさっていらっしゃるのであれば、こういうのが出てくるのがちょっとおかしいなと思ったものですから質問させていただきましたけれども、できれば、直営でやっても、私はあんまり一なぜ指定管理者にしなきゃならないかという前提の中で、より県民に親しまれ、より利用されるようにということの視点が、多分県より民間のほうが、県民側から見たときのプラス要因というものが多いんだろうというふうに思います。だからこそ、指定管理者が、経費削減だけじゃなくて、指定管理者だという部分もあると思いますので、この点については、指定管理者をしていらっしゃる以上は、ある程度モチベーションが上がるスタイルをもう一回今後も考えていただければと思います。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○氷室雄一郎委員 先ほどは質問がございましたけれども、この地域振興課のチャレンジ推進事業、6,200万円余というのが、何回も私も指摘をしてまいりましたけれども、広域本部等も設置をされまして、この辺の目配り、気配りをちゃんとやっていこうという、そういう大まかな広域本部の設置の意義だと思っておりますけれども、先ほど各市町村にばらつきが非常にあるというお話がございましたけれども、この68件手を挙げていただいて、57件、審査の結果これだけになっているとい

う、この辺のばらつきの状況というのは、例えばある一部の市が幾つか挙げてきていただいて、全く挙がっていない市町村もあるわけですけれども、その辺のちょっと実態をわかれば教えていただきたいと思っています。

○吉田地域振興課長 委員御指摘のばらつきでございますが、例えばでございますが、現時点で年8件以上申請をしていただいているところが2市ございます。7件というところも2市ございます。一方で、これまで活用がないというところが8市町村、こういった形で、非常にお使いいただいているところと一度もお使いいただけていないというところがございます。

○氷室雄一郎委員 全く手を挙げていらっしゃらない8市町村があると。これは1市なんですか、複数市になるんですか。

○吉田地域振興課長 1市です。

○氷室雄一郎委員 あとは、じゃあ町村が全く……

○吉田地域振興課長 1市3町4村ですね。

（「市はどこかい」と呼ぶ者あり）

○氷室雄一郎委員 名前は結構でございますけれども、このようにせつかく枠をとって地域の活性化を図ろうということで取り組んでいただいているんですけれども、ことしは69件手が挙がっていることでございますけれども、できれば、こういう事業を——やっぱり各市町村によってはなかなか難しい市町村がございます。特に、市は別として、町村はですね。そういうところに手を差し伸べるというのが広域本部の一つの役割でもあるわけですので、この辺はまたしっかり見ていきたいと思っております。

8件も、2市で8件というのは、1市で幾

つも挙げていただいて、それを採択されているという、あと全くやっていないところと非常に差が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺は各小さな町村ではなかなか難しいし、出しても審査の結果それに該当しないということで、なかなかこれを県全体的にバランスよく使っていただいて、全体的な活性を図るということは広域本部の設置の一つの目玉でもあるんじゃないかということで指摘をしてまいりました。

今後、しっかりこれは取り組んでいただきたいと。なかなか手を挙げたくても挙げるのができない、また、手を挙げても審査で振り落とされる、どこに手を差し伸べればいいのかということ、しっかり支援をいただきたいと思っておりますので、その辺を一言だけ。

○吉田地域振興課長 先ほど前川委員からも、今氷室委員からもいただきましたとおり、なかなか町村のほうにおいては、今余裕がない状況にもございます。

そういう中で、やはり我々も、幾ら待ち受けとはいえ、なかなか忙しい中でやりたいけれどもそこまで手が回らないというところに、どうやって我々が応援をさせていただくかというところで、この制度は3年目に入りましたので、やはりどういうところがよかったのか、あとはどういうところが使いにくいのかということ、いろいろと関係者の方に御意見を聞きながら、そろそろちょっと考えていきたいというふうに思っております。

そういった御意見を踏まえて、なるだけ使っていただける、そして、我々がどういうふうに、そのお金という面だけではなくても、例えば情報であるとか、そういうことも含めてしっかりと寄り添えるような形をつくれるのかということ、しっかり広域本部を含めて議論をしていきたいというふうに考えております。

○岩中伸司委員 関連して、お尋ねしますが、市町村でばらつきがあるのは今具体的に報告いただいたんですが、アドバイザーを配置されて、2,700万円ということで使われているんですが、このアドバイザーの役割というのは、そういうときにいろいろ役割を果たすんじゃないかという思いを持つんですが、アドバイザーはどのような形で進められていますか。

○吉田地域振興課長 先生御指摘のとおり、アドバイザーは、まさにこういった形で、どうしたらいいかというときに派遣をするということで、自治体さんのほうからぜひアドバイザーが欲しいんだというときに——これは県の予算になっておりますけれども、そういうときに派遣をさせていただくという形で、まさにおっしゃるとおりの制度でございます。

○岩中伸司委員 そうしたら、今アドバイザーは何名派遣されているんですか。

○吉田地域振興課長 アドバイザー自体は、県で何人プールしているというものではなくて、世間のいろんな専門家の中でこの人を派遣してほしいというものを県の予算で旅費を出すという制度でございまして、24年度は5件申請がございまして、5人の専門家の派遣について旅費を出させていただいているという形でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、当初の問題の指摘とは、全然アドバイザーのこの役割というのは違うわけですね。今おっしゃられたように、自治体から要請があった場合にアドバイザーを県として補助をしていくということなら、これはますます必要性を感じている、もちろん問題意識を持っている自治体は予算

をどんどん確保できるけれども、そうじゃないところはできないというふうなことになるんじゃないか。

ですから、先ほどの、まだ一つも手を挙げていないというか、8市町村があるということですが、県としては、やっぱり均衡ある発展というのが大事だろうと思うので、そういう面は、アドバイザーの活用の仕方というのはもう少し工夫をしなければいけないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○吉田地域振興課長 先生御指摘のとおり、アドバイザーは、2つ役割が、全然違う役割があると思います。1つ目は、私が申し上げたとおり、ある事業をこういうふうに進めていきたい、それをどうやって精度を高めていくか、どういうふうにすれぱうまく回っていくかというところのアドバイザーというところと、もう一つは、先生が後ほどおっしゃったように、アドバイザーとして意識啓発であるとか、どういうふうなことをしていけば、例えば地域振興になっていくかと。例えば、今は何もないんだけど、どういったものを今後この町で、この村で地域振興の核にしていけばいいかというものを、まさに最初の段階で普及啓発する、そういうアドバイザーという、2つあると思います。

我々とすれば、そこについても今後アドバイザーを、先生おっしゃるとおり、後者のほうのアドバイザーについてどううまく使っていただくか、そこも含めて、我々として、今使っていない自治体に対して訴えかけをしていくということは考えていかないといけないと思っております。

○岩中伸司委員 そういう形で進める場合は、結構費用もかかってくるんですね。ですから、本当に地域おこしというか、地域を何とかしたいというのは、私は、その自治体

の中で、どうみずからの住んでいる地域を活性化させるかということ、地域の住民なんかがやっぱりいろんなアイデアを出していくというのが一番のやり方と思うんですね。そうすることで、要らぬ、要らぬ経費と言うと失礼ですけども、そういう経費は使わなくて、もっと効率的に地域おこしが——非常に若い人も年配の人も、びっくりするような発想を持っている人がいっぱいいるので、それは、私たち自身が議員として、その地域の声をつかんでくるというのが必要だという部分もありますけれども、もっと自治体によって、そんなやっぱり地域おこしの地域からの声を集約するような、そんな取り組みで進めていくという一面も、積極的に県の指導としてやっていくべきだというふうに要望しておきます。

○小早川宗弘委員 関連して、ちょっと確認ですけども、この地域づくりチャレンジ推進事業ですか、これは市町村、市町村と言いなはるですけども、これは市町村にある各種まちづくり団体、地域づくり団体から手を挙げて、こういう事業をしたいんですけどもというふうな形で申請すれば、それに対しても審査の上補助金が出るということですよ。そういうまちづくり団体が、その市町村にあったかないかというふうなことなんでしょう。市町村がみずからやりたいというふうなことではなくて、先ほどのやられていない市町村とやった市町村の数というのは。

○吉田地域振興課長 こちらについては、夢チャレンジ事業は、市町村の場合もありますし、地域団体の場合もございます。地域団体の場合については、一応市町村に対して我々は間接補助という形なので、市町村に対して補助をして、市町村のほうからその地域団体に補助をしていただくと、そういうスキームになってございます。

○小早川宗弘委員 これについては私も非常に興味があって、ちょうど私が3年前の総務常任委員長のときに、そういう地域づくり団体に対して、いろいろ関連の予算を幅広く使えるような予算を取ったらどうかというふうな話もずっとしてきたんですけども、私もいろいろな地域づくり団体とつき合いがありますけれども、告知が下手というか、知らっさんですね、まず。いろいろ県からも——これはパンフレットのごたつとはあつとですか。

○吉田地域振興課長 ビラがございます。

○小早川宗弘委員 ビラがありますか。なかなか知らっさんし、県からもろうた資料を、こういう補助金制度とか、皆さん方を支援する制度があるけんと言つたって、あんまり見らっさんですよ、難しいことが書いてあるけんですね。その辺をどうやってみんなに告知していくか。

それとあと、使い勝手のいい事業にしているかというのは、非常に今後の課題だなというふうに思いますし、これは継続の仕事はだめなんでしょう、基本的には。新しか仕事だけしかだめだということで、何かそれだと、せっかくまちづくりで1回やったばってん、2年目はもうもらえぬごとなるけん、もうそれで終わってしまう、継続性がない、そうすると、そういうまちづくり、地域づくりも育っていかぬというか、そういう問題点もあつとじゃなかるうかなというふうに思いますので、そういう観点からも制度見直しをぜひ徹底的にやっていただきたい、見直していただきたいと思います。

○吉田地域振興課長 委員御指摘の夢チャレンジ事業の不満というのは、我々のほうにも届いておりまして、そういうものをちょっと

総合いたしまして、もちろん財政面での視点もございますので、それとあわせながら、ただ、よりよく使っていただけるという制度のほうを、しっかりその制度見直しを議論していきたいというふうに思います。

○前川収委員 交通政策課、熊本空港国際線振興対策事業3,700万、それから、同じく阿蘇くまもと空港直轄事業負担金1億5,000万という予算を使っていたいておりますが、1つは、まずは国際線のほうなんですけれども、今、韓国線を、週3を週5にやろうということで頑張っていたいております。さらには、この間、私も行かせていただきましたけれども、台湾の高雄に行って、高雄線をとということで知事も一生懸命、中華航空まで私も一緒に、県議会のほうも議長初めみんなで行って頑張ってきておるところで、阿蘇くまもと空港に国際線のビルがあり、そこにやっぱり定期便がしっかり飛ぶということそのものは大切なことだというふうに思っていますけれども、この予算との絡みがまず1つなんですけれども、そこでちょっと取り違えちゃいかぬというのが、これは僕の持論なんですけれども、以前、熊本は、大韓航空の定期便を持っていて、それが非常に厳しい状況になったときに、いろんな予算を使って大韓航空の路線を活性化しようということで、かなりの予算を使ったことがあったということで、私は記憶をいたしております。

ただ、結果としては、やっぱりもう路線は消えてしまいました。その後、大分たつた後にアジアナが韓国線は入ってきてくれたということですが、似たようなことが今鹿児島で、あれはどこの路線だったかな、どこかの路線がとにかく厳しいので……（「上海」と呼ぶ者あり）上海線か、厳しいので、県庁の職員を研修目的で何百人単位で行かせようということで、それは研修目的なのか、航空会社に対するサービスなのか、私はよくわかりま

せん。かなりいろんな社会問題にもなったようでありまして、熊本でそんなことをやっているとは言いませんが、あの手法というのは、大韓航空が熊本から撤退したときのことを少しふっと思い出したんですね。

やっぱり行政のかかわり方の中で、国際線定期便をしっかりとつくっていくということは、住民のサービスとか経済を向上させる、また、今回、知事は、アジアに窓を開いていくというアジア戦略を立てている以上は必要だと思えます。ただ、卵が先か鶏が先かの議論は、これはずっとつきまってくる話なんですけれども、基本的な需要がないところに無理やり路線だけつくって、それを維持していくというのはかなり難しい。しかも、それは県民の税金を使ってやるんですかという世界になると、要するに利益を受けるのは、その路線があって利用できる人しかいないわけで、1便100人か200人ぐらい乗っても、そのくらいの人にしか利益はないということで、しかも、代替措置が全くないということではなくて、路線もないことはない。台北までは九州から3県ぐらい飛んでいるわけですね。福岡、宮崎、鹿児島。台北から高雄には当然行けるわけですから、そういったバランスがないと私はだめだと思っていて、夢のある話で、高雄に定期便が飛んでいます、韓国にもどんどん飛行機が行っていますという話と、その背景にある部分で、我々が県民の税金を使って、公費でしっかり路線を維持するための税金をどこまで突っ込んでいいのかという部分は、常にバランス感覚を持っていかないと危ないというふうに思っていて、わっしょい、わっしょい、それ行けで景気のいい話はいいんですけども、しかし、それだけではやっぱりだめだというふうに思っておりまして、今回3,700万という額は大きい少ないかはよくわかりません。もちろん、これは路線に直接ではないという話ではあるということはおよくわかっていますが、こ

れは多分どこかに入って、またそこから回るといことになるのかなと思っていますので、この3,700万と、国際線振興の基本的な考え方のスタンス、それを1つ聞きたいと思っています。

それからもう1つ、阿蘇くまもと空港ビルディングそのものは、えらい調子がよくてもうかっていると、もうかっているという言い方はおかしいんですけども、経営はいいという話を聞いていますが、この直轄事業負担金というのは、ちょっと私意味がわからないんですけれども、1億5,000万、この内容について教えてください。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

まず、国際線のこの県費のお金の流れでございます。

うちの予算のメインは、県を筆頭として、県内の約80団体で国際線の振興協議会をつくらせていただいております。その負担金がメインでございます。その協議会の中の3,600万が、24年度決算のこの数字をベースにしますと、約80%程度が県の負担金でございます。残りの1割強が他の団体からの負担金で賄われているというのが24年度の状況でございます。

予算の使途、使い道としましては、私どものこの予算、メインはアウトバウンド対策、これは熊本からの送客するお客様に支援をするという形で、現状で一番支出が多いパターンは、6名様以上の団体に対しまして、お一人5,000円をお支払いすると。その支出の金額がアジアナのほうに入っていくという形でお金が回るとい仕組みでございますので、直接支援というよりも、県民の皆様と力を合わせて路線を支えるという仕組みでやらせていただいております。これがまず第1点目でございます。

2点目のスタンスの点でございます。

これは、従前から前川先生から御指摘いただいているのは重々承知しております、私どもも、路線の維持に——まあ、青天井でどんどん出せばいいという考えは毛頭ございません。ただ、一方、よく最近データを調べています。少し御披露させていただきますと、直近で持っているデータでいきますと、熊本県の県民の方で外国に行かれている方が12万7,000人ほどいらっしゃいます。これが23年の数字だったですね。一番近い数字でございますけれども、その中で、福岡空港の利用が約74%ほどでございます。ほとんど福岡空港の利用でございます。残りの26ぐらいのうちの15%ほどが、たしか成田でございます。うちの阿蘇くまもと空港の利用は6%ほどで、残りの5%で中部、関空などとなっております。

このように、県民の方の外国への利用空港のほとんどが、我が地元の阿蘇くまもと空港に国際線がないことによりまして、何時間も前に出発前に到着するというこの時間のロスも入れれば、片道3時間以上もロスして、費用をかけて行っている現状が一つございます。

また、もう1つ、私ども、この国際線につきましては、今御説明しましたのは県民の利用でございますが、もう一方、アジアとつながる、アジアの活力を取り込むということで、インバウンドにもかなり注目をしてございまして、インバウンドも含めた経済波及効果、これは産業連関表で試算した数字によりますと、年間約16億ほどの効果もありますので、この決算の3,600万が多いか少ないというのはそれぞれの見方はあるんでしょうけれども、私どもとしましては、認められた予算の中でしっかりとアジアとつながる取り組みをやらせていただければと考えております。

最後、もう1つ、直轄事業でございます。

これは、阿蘇くまもと空港自体が国管理の空港でございますので、滑走路の修理等は国

のほうで国費で事業をやるという仕組みでございます。その中の約25%ちょっとが、これは法律に基づきまして自治体の負担ということでございまして、私どものこの予算計上しております金額は、国の整備費用、これは滑走路の修理と、あと飛行機が発発するときの照明灯の更新が24年度行われておりますが、その事業のうちの25%強に対する県の負担分という金額でございます。

以上でございます。

○小林理事 済みません、補足を。前川委員のほうから、国際線に関する御指摘がありました。

私ども、ここ数年間、国際線の拡大に向けて最大限の努力をしております。その背景について少し御説明させていただきますが、大韓航空のときのお話をされました。熊本県の方々、大韓航空のときの苦い経験を非常に深く記憶としておられるということでございますが、明らかにその当時と比べて国際旅客の動向というのは異なっております。今大交流時代、そして、航空につきましても、オープンスカイということで、今までは国と国との協定を結んで限られた便しか来れなかったものが、どの空港にも、どれだけの便でも来れるという状況になっておりまして、大変な空港間競争の時代に入ってきております。

また、政府の方針としまして、今後、外国人旅客数3,000万人を目指すということになっておりますが、この外国人旅客をどこが獲得するのか、これも大きな競争となってきました。

その中で、九州各空港もしのぎを削っておるわけでございますが、先日、チャイナエアラインの本社に行ったとき、前川委員も御出席いただきましたが、チャイナエアラインの幹部から出た言葉、社長から出た言葉としては、九州では、台北路線は福岡と鹿児島と宮崎に飛んでいると、熊本に飛ぶ芽はないとい

うふうに明確に言われました。

このように、既に拠点を張られてしまったところにつきましては、新しいチャンスというのはどんどんなくなってまいります。そのために、今見落としてはならない将来の需要を見越して、しっかり熊本の拠点性を確保するために、今打てる手はしっかり打たなければならない、こういうふうに考えておられまして、そのための活動でございます。

一方、外国に参りますと、私も、アジアの各地を回りまして、熊本の売り込み、そして航空路線の誘致を行っておりますが、はっきり申し上げまして、熊本については知名度はゼロに近いと考えております。これはなぜかと申しますと、国際の航空路線網の中で、複数の航空路線が就航しているところの知名度は圧倒的に高いということにあります。ですから、例えばある九州にまだ就航していない航空会社に、ぜひ熊本空港の就航をお願いしたいと言うと、いや、九州における空港というのは福岡と鹿児島しか考えられないというふうに言われてしまいます。

このように、熊本の知名度というのは非常に厳しい状況にございまして、ぜひ、先ほど中川課長からありましたが、ポテンシャルというものはこれから発生してまいります。熊本県人のポテンシャルもあります。その中で、少なくとも2路線か3路線は確保してもよい空港ではないかなというふうに信じておりますので、今後ともしっかり御説明しながら活動してまいりたいと思っております。

○前川収委員 私は、この予算が高いか安いとか、国際線が不要だとか、そういったことを聞いているつもりはなくて、常にバランス感覚を持つとすべきだ、とりわけ、我々県議会議員ですから、予算と費用対効果という前提は常に持つとかなきゃいかぬことだと思っております。

この空港の国際線というのは本当に難しい

と思っております、需要があれば黙っていても向こうから多分来るんだと思います。福岡空港は、恐らく頼まなくても福岡にはいろんな飛行機が入ってくるでしょう。ただ、航空会社は、ドル箱路線といたって、やっぱりJALも含めてかなり集約化して、収益性の上がる場所の路線だけを集中していくと、分散せずに集めて乗せていくという話が、特に海外、国際線の場合は私は多いんだろと思っております、それが昔——今もあるのかな、ハブ空港という話がありまして、一体日本に幾つハブ空港があるのか私はわかりませんが、全ての空港が我が家もハブ空港になりたいと思っても、それはなれるはずがないし、それはハブ空港じゃないんですね。ハブ空港というのは、やっぱり、例えばわかりやすいのは隣の韓国の仁川みたいなところで、国内から一旦仁川に集まって、そして、そこにはどこにでも飛んでいけるというような充実した路線があるというのが一般的なハブ空港の定義だろうと思っておりますが、今何をやるかとしているのかというのは、ハブ空港になるはずはないわけで、まあなれたらなったほうがいいけれども、それは需要の問題だと思っておりますけれども、それはちょっと厳しいでしょう、一般論で言えば。となると、じゃあ単発の地方路線か何かとれるところだけとれという話なのか、私から言えば、成田便をふやしてもらおうとどこでも行ける便がふえるのに、成田便はないですね。今、熊本—成田間というのはない。

さっきの卵か鶏かの話に結果としてなるんですけれども、需要があるから路線は維持できる、ない需要を、6人以上で行ってもらえれば、お一人5,000円の3万円補助しますということで維持していく、多分福岡の路線でそういう維持をしているところはないんだろと思っております。それは調べていませんから、根拠はわかりません。それが本当に姿としていいことなのかなというのは、いつも私は頭

の中にあります。

この3,700万が多い少ないという話はまだちょっと、この程度であれば、国際空港を持っている県としては、常に国際路線を探し求めて、維持していこうという動きになる予算だろうと思いますし、県民に夢が見られるように頑張ろうという部分の予算であれば、この額がどうこうというのは余り今言うつもりはありませんが、トータルで見たときに、さっき言ったとおり、鹿児島みたいに——ちょっと異常ですよ。やっぱり何百人単位で県庁職員を送るといふ、そんなことに熊本県はなつてはならないと思つていまして、常にやっぱり需要があれば来ると。

中華航空だって、おっしゃってましたね。問題は、向こうから見たインバウンドがあればいいんだと。今、定期的な臨時便というのかな、何か臨時便を飛ばしていただいていますけれども、それはほとんどアウトバウンド、向こうから見たときのアウトバウンドでありますから、要するに向こうから来てもらい、こっちからも行きますという、そういった需要がきちんとバランスがとれれば、必然的に航空路線というのは黙つていても生まれてくると思つていまして、そこにはさっきのハブ空港構想的な国の施策的なものがある——昔、九州にも1つハブ空港をという話がある、できなくてよかったと私は思っていますけれども、それは全部やり出したら、本当に多分乗る側も混乱するし、不便利だと思つていまして——福岡空港を廃止して1つつくるといふなら別ですよ。今の福岡空港はやめてどこかにつくるという話は別としても、その辺のところは国の流れと呼応しながらも、それから、国際的なニーズの部分があればそれはいいんでしょうけれども、余りしゃかりきにやつて、路線がとれました、週1便ですと、今度の便は、今乗客率が50%ですから、あと30%上げるためにどうしましょうか、補助金つくりますしょうかということばか

り繰り返していくということにはならないようにしていただきたいというのが、これは私の意見でございます。

○小林理事 前川委員おっしゃったのはもつともございまして、需要がない、いつまでもその需要をつくるために坂道を登り続けるという状況ではなかなか長続きしないものだと思つております。今までのその韓国路線、1路線の状況というのはそういうことだろうと思つています。

おっしゃられましたとおり、一度チャンスがだんだん膨らんできますと、知名度が上がってきますと、チャンスが次々にやってくるという、これは空港に関して特有のちょっと現象なのでございますが、先ほど鹿児島空港の話がございました。確かに、上海便の維持の方策につきましてはいろいろ議論がございましたけれども、現在、鹿児島では、台湾路線、そして、ソウル線が、ここ数カ月間、デイリーで飛び始めました。上海路線がございまして、チャーター便でも、香港とのチャーター便が物すごい数ふえてきておまして、九州における一つのミニハブ的な雰囲気鹿児島空港はとりつつあります。

そういった意味で、北の福岡、南の鹿児島というのが九州のゲートウエーになりつつあるという状況がございまして、その中で熊本がどのように国際的な窓口を担っていくか、そして、新しいチャンスを呼び込むかということで、私どもは、少し航空旅客をふやして、またチャーター便をふやして、路線が一つでも来ると、新しいチャンスが来て人の流れが発生してくるだろうというふうに感じておりますので、もう少しお時間をいただいて努力をさせていただきたいなというふうに感じております。

○前川収委員 頑張ってください。

○中川交通政策課長 済みません、先ほど直轄事業負担金の負担率、ちょっと曖昧な答えをさせてもらったんですけども、25.3%ということでございますので、よろしく願いいたします。

○前川収委員 そぎゃん細か数字は、大体これは何ですかという話だから、何点何まではいいとたい。

○岩中伸司委員 今のは、80%県負担というのが25.3%……

○中川交通政策課長 直轄事業負担金の県負担の率でございます。

○松田三郎委員長 直轄事業負担金というところの割合が25.3。

○岩中伸司委員 今のととは直接じゃないんですが、並行在来線対策事業で2,900万がありますが、並行在来線の対策は、具体的にどういう形がなされていますか。

○中川交通政策課長 並行在来線対策事業につきましては、これは肥薩おれんじ鉄道でございます。肥薩おれんじ鉄道の運行支援対策ということで、鹿児島、熊本両県で施設整備等のコストが高くなって、運賃で賄えない分につきましては支援をしているものが2,000万ほどございまして、残り800万ほどにつきましては、これは沿線の市町村と一緒にしまして沿線活性化の協議会をつくっております、その負担金でございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 わかりましたが、それと、14ページのこれは国庫支出金ですけども、この関連がどういうやつで使われているのかなと思うんですが、4,000万ですが、水俣病

総合対策費補助金で肥薩おれんじ鉄道「環境首都」推進事業というのは、さっきちょっと話しなはったんですが、目的にかなった補助金かどうか。これは国庫支出金ですので、県が直接ではないと思いますが、どういう事業の内容。

○中川交通政策課長 この特定地域振興対策事業費補助の水俣病総合対策費補助金といいますのは、これは水俣・芦北振興計画の中に位置づけられております事業の環境省からの国庫補助で、環境首都水俣事業というのがございまして、その事業のメニューの中に、地域間交流を図ろうという名目で、肥薩おれんじ鉄道の食堂車をつくる際の予算でございます。総事業費5,000万のうち、国費が4,000万、残り1,000万が地元という仕組みでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 その事業は理解できるんですが、この水俣病総合対策とは——水俣病との関係はどう理解するといいいですか。

○中川交通政策課長 水俣・芦北地域振興計画という、その水俣・芦北エリアの少なかなか元気が出づらいうエリアを活性化しようということで、いろんなメニューが入っております。そのメニューの中で、私どもこの企画振興部の中で、先ほどの肥薩おれんじ鉄道の食堂車を使って、地域と域外との交流の活性化という名目で予算をつけていただいております。

○岩中伸司委員 水俣・芦北地域の地域振興という意味では計画を立てられて進められているんですが、この水俣病との関連がどうも私には理解がいかないんですけどもね。

○吉田地域振興課長 地域振興課でございま

す。

経緯でございますが、皆様御案内のとおり、水俣病ということで過去より歴史があった中で、水俣の地域が水俣病ということでおくれた地域であると、発展が水俣病ということでおくれたのではないかという議論が35年ほど前ございました。その中で、昭和53年に国のほうで閣議了解がありまして、水俣・芦北地域の地域振興については、熊本県からの提案を待って国において適切に対処するという形になっておりまして、当時の国土庁が窓口になって、関係省庁がかかわって、水俣病ということをきっかけとした水俣・芦北地域の地域振興対策について、しっかりと県は国に提案をする、国はそれを受けてしっかりと対応するというような形ができております。

そういう中で、今中川課長から説明いたしました水俣・芦北地域振興計画というものがございまして、今は第5次水俣・芦北地域振興計画というものが平成27年度末までということになっております。その流れで本事業があるという形になってございます。

以上です。

○岩中伸司委員 水俣病の発生からのこの間の経過について、国が本当責任を感じながら振興策をやっているというのはわからぬでもないんですけども、何でも水俣病総合対策の中でのこういう言い方だものですから、ちょっと合点がいかぬなという私の思いがあります。それはもうそれでいいです。

もう1つ、申しわけないですね、地域振興課ばかりじゃないんですけど、さっきの地域づくりチャレンジ推進事業の関係で、またもとに戻って申しわけないんですけど、24年度は、68件中57件を自治体で活用しながら進めたということですけども、この57件のそれぞれの事業の内容は、自治体を重複している取り組みというのは幾つあるんですか。隣の自治体も含んでこのチャレンジ推進事業をやろう

ということになったところは。

○松田三郎委員長 複数採択されたところじゃないくて、複数の自治体で取り組む……

○岩中伸司委員 同じような事情で……

○吉田地域振興課長 複数の自治体が共同でやるということですよ。

○岩中伸司委員 はい。

○吉田地域振興課長 それはスクラムチャレンジ事業と呼んでおりまして、それは5件ございます。

○岩中伸司委員 57件のうち5件というのは、非常にある意味では少ないなというふうに思うんですけども、先ほど部長が冒頭この説明の中で、広域本部が今度できたので、広域本部ごとに1,000万として4,000万、これを使って、いわゆる事前に、計画の段階からきちんとアドバイスするという事なんですけど、どうも私は、基本的に広域本部よか地域振興局がよりつかんでいるんじゃないかというふうに思うし、そこを大事にしたほうが——どうも広域本部というやつをスタートさせたものだからこういう形になっとつとやなかるうかと思うんですが、そのちょっと中身について。

○吉田地域振興課長 スクラムチャレンジ事業につきましては、昨年からはスタートということで5件でございます。

広域本部と振興局という御質問でしたけれども、もちろん振興局については、これまでどおり基礎自治体の意見を集約しながらしっかりと動いていただきたいというふうに思いますし、一方、広域本部のほうでは、去年からできたそのスクラムチャレンジ、要は境界

を越えていくような、自治体の境界を越えてしっかり地域としての判断をしていくということで、それぞれがそれぞれの役割をしっかりと果たしていくということが必要なというふうに思っております。

○岩中伸司委員 今答弁されたように、去年から5件ですか。

○吉田地域振興課長 去年からスタートで、5件です。

○岩中伸司委員 去年からスタートで5件ということですが、だとすれば、地域振興局時代にそういう取り組みはできたということでしょう。

○吉田地域振興課長 地域振興局時代にはやっておりますけれども、今回、このために広域本部にしたわけではもちろんないので、今回、よりそういった取り組みをもっと進めていくということもありますし、もう一個は、しっかりと隣の振興局と話をしている、情報もしっかり共有していくということも大事だと思っております。そういった意味で広域本部の役割というのはあるのかなと思いますので、何というか、スクラムチャレンジのためにやったわけではありません。

○岩中伸司委員 課長も何か説明しにくいなという感じを私は感じたんですが、もちろんこのための事業じゃなくて、まあ広域本部設置のときにはいろいろ説明もいただきました。よりこれから地域——特にいろいろな事業が基礎自治体をまたがって広範囲で、特に観光あたりはそこを重視しなきゃいかぬというところから、こんな組織形態が大きく改編されていくということになったと思うんですが、どうもそこら辺ではなくて、やっぱり私は、あくまでも今の地域振興局で、自治体と

身近なところで進められるやつが、わざわざこんな広域本部の4カ所というのは、さかのぼってもいけないんですが、もうスタートしていますけれども、今もちょっと疑問を感じているので、この具体的なチャレンジの事業でどうなのかといけば、まだ成果は——もちろん、まだできてすぐですから、成果はないというふうに思いますが、その方向に進んでいるということですが、部長。

○錦織企画振興部長 先ほどから夢チャレ事業については、各委員の大変高い御関心を伺って、私も大変ありがたく、逆の意味で心強く思った次第でございます。

私、着任いたしまして1年がたちましたが、どこの地域に行きましても、夢——私も、いつもこれは夢チャレ事業と申しておりますけれども、非常に高い関心を各地域からも持っていただいていると。しかも、その使い方が、1つの自治体ではなくて、複数連携してやる事業についても、かなり条件の緩い形で活用いただけるということで、これはいいなと思っております。

ただ、一方で、岩中委員も御指摘のとおり、やはりなるべく現場に近いところに意思決定判断を委ねることによって、より地域の実情がわかっている人が的確に判断できる。我々は、委員のおっしゃるとおり、考え方を共有しながら、今まで本庁のほうで持っていた判断権限を、ある程度今までよりも現場に近い広域本部に移すことによって、より適切な判断ができるんじゃないかと思って今回の措置をとったわけございまして、思いは多分同じだと思っております。

今後、夢チャレの事業につきましては、氷室委員からも従前から御指摘いただいておりますが、もっと使いやすい、もっと地元の意に沿うような形にできないかということで、これからもあるべき姿を検討してまいりたいと思っておりますので、その流れの中で、今

回岩中委員からも御指摘のございました、より現場に近いところで考えるべきじゃないかという点についても、あわせて同じ問題意識を持ちながら、制度のより正しい姿を探していきたいと考えております。

○森浩二副委員長 ファンド21とどう違うんですかね。あっちではねられて、こっちで採用されるという、そういうことはないんですか。大体事業は同じような事業があるんじゃないんですか。

○吉田地域振興課長 済みません、ちょっと詳細は確認しますが、21ファンドとはちょっと要件とか、その辺が違ってきているはずなのでですね。

○森浩二副委員長 地域の何か活性化のイベントに使うようなお金でしょう。

○吉田地域振興課長 それもそうなんですけど、ちょっと要件なり何なりが違ってきますので、ちょっと確認をして後ほど御説明をさせていただければと思います。

○松田三郎委員長 済みません、私から1点質問いたします。

ダム対の福山課長の顔を見ると、どうもダム、治水の話聞きたくりますが、きょうは五木の振興について、資料は12、13、あと、我々がいただいております施策の成果、これでいくと16ページぐらいでしょうか。

御存じのように、例の議員提案でつくりました振興条例が、ちょうど5年目をめどに見直し云々というような文言も附則か何かに入っていたかと思いますが、ちょうどその5年目がこの25年度。

それで、2点質問がありますが、1点目は、その基金の残りが幾らぐらいあるのか。今の近い時点での額で結構でございます。

もう一点は、今大分改善されたとは思いますが、ちょっと前まではなかなか使い勝手がよくないというのは、もちろんそれぞれの立場がありまして、県の立場があつてあるいは村の思惑もあつてなかなか一致しないのかもしれないんですが、村からすると、極力色のついた一般財源のお金が欲しいというような御要望は続くのだらうと思っております。

たしか、有利な補助事業があるならば、まずそっちを優先して、そして、どうしても当てはまらないようなのをその基金から、交付金等々でということで、さっきの夢チャレの話じゃありませんけれども、五木村の役場ぐらいの規模でありますと、非常に職員数も少ないと、1人4役、5役、6役ぐらい負担をなさっておられて、なかなか協議をするにも職員が少ないとか、あるいは、余りないかもしれないんですが、こっちから言うといろいろ自分たちの仕事がふえるけんというような職員もゼロじゃないとは限らないと。

そこで、今の状況といいますか、大分改善していただいたと思いますが、まだまだ村のほうから、もうちょっとこういうふうにしてほしいとか、県対村の協議の中でというのが幾つかあれば、なかったらいいですけども、どういう状況なのか、2点ちょっと教えてください。

○福山川辺川ダム総合対策課長 まず、基金の残額ですけれども、これは、ふるさと五木村づくり計画、21年度から30年度まで10年間の事業として、21年度から5年間、2億ずつ基金を積むということで、その現状を申しますと、今年度が5年目に当たりますが、今年度末で残りが5億500万という見込みであります。その意味では、大体平均年1億使ってきたということで、金額的にはいいペースで来ていると思っております。

使い勝手ですが、基本的にいろんな国、県の補助事業、こういうものをできる限り活用

するという中で、そういった事業にかさ上げをしたり、あるいはその事業の原資として一般財源として使う、あるいは村単独でどうしてもこれは必要だということで使われていることがあります。基本的には、村の一般財源として使っていただいていますので、交付金として交付してですね。非常に使い勝手はいいはずだと思っています。

いろいろ村と協議をする中では、我々としては、積極的に使っていただくということで、それを余りとめるような、まあアドバイスというか、失礼ながらこちらからも言うことがありますけれども、基本的には村の判断にお任せするというので、今は非常に使い勝手がいい状況にあると思っております。

○松田三郎委員長 ありがとうございます。

もう1点、ちょっと要望的な質問かもしれませんが、3者協議というのは、直近が先月でしたか、9月か8月に1回、そのときはちょっと記憶が薄れておりますけれども、よく五木に行きますと、例えばハード面の整備で、国にお願いすると、ダムの関係が今こういう状況ですから、それはもう県がすべきですよということで県に行くと、いやいや、これはまだ関連事業でやってもらわんととても県じゃできませんので国に言うてくださいというのが幾つかあって、まあ大分それも幅は狭まったんでしょうけれども、つけかえ道路の、あれは場所はどこだったか、よく写真が出てくるのが、橋脚だけできて、そのつけかえの反対側——右岸側になつとかな、が全く同じ状況で、どこにやってもらえるのかというのが確定してないというような話も、例えば1つですけれども、直近の3者協議で全部、ここに書いてあるように、ここはどこがやる、これはどこがやるというのが、かつり全部決まったわけじゃないんですかね。

○福山川辺川ダム総合対策課長 2年前の3

者合意の際の決定事項というところでは、明確に、いわゆるダム関連事業の残事業について、国は4事業やる、県は国道445号の九折瀬地区を実施するというので、明確に示しています。

その際、県は、50億の財政支援を、文書ではありませんが、口頭で表明をしたと。それは、ある意味、残事業について、村の判断によって、必ずしも残った事業だけじゃなくて、使い勝手のいい、本当に生活再建に必要な事業を村で判断して実施していただくということで、これについては、村の事業について国は社会資本整備総合交付金ですか、社交金を積極的につけるという約束もしております。

委員長が言われた、ダムサイト線だと思えますけれども、これについては、今の時点ではどこがやるという、いわゆる残事業としてどこがやるという明確なものはありません。村が、その50億を原資に、社交金を使って整備するという手もあるかもしれませんが、実際にそのダムサイト線がどれだけ必要なのかということもありますでしょうし、ただ、9月9日の五木村の今後の生活再建を協議する場においては、国は、非常に慎重に御意見をお受けして、まあ戻りますということで、その場で何らかの結論は出ていないものと考えております。

○松田三郎委員長 慎重にというのは、多分やらないだろうということですかね。

○福山川辺川ダム総合対策課長 これは厳しいと思います。

○松田三郎委員長 おっしゃるように、通常のと違いますか、交付金事業で社会資本整備交付金を使ってあるいはその50億の一部を使って村が主体的にやるというのが、例えば一つの大きな、有力な手法ということですか。

○福山川辺川ダム総合対策課長 一つのやり方とは思いますが、物すごい金額があればかかってくるので、なかなかその判断は難しいと思いますし、将来的にいろいろな要望を村は今後もされていくんだと思いますので、そのことについて国はその場で否定はしなかったということだと思います。

○松田三郎委員長 ちょっと最終的に、もう課長も十分おわかりの中での要望ですが、非常に問題が複雑で、五木村からすると、自分たちが望んだ状況ではなくて今の状況に至っている、ここで、当時——もう50年近く前でしょうか、国、県で、まあよく言われる、嫌がる五木村を下流域と一緒に説き伏せてダム事業を計画して進めてきたと。今まだ宙ぶらりんの状態ですけれども、せめてこれをどういうふうにとらえさせるのか、あるいは終わらせたときのこの清算の仕方等々というのを非常に心配をなさっておられますので、確かに、国だ、県だけでやられているのを、非常にやっぱり不満を持って今見られていると思いますので、引き続きといいますか、確かに金額が金額ではございますが、これが県としても、知事の表明によって——4年前か、5年前か、こういう状況になっていると。国としても、今の状況でございますので、非常にダム計画の今後、今の状態から今後あるいはダムよらの会をどうするのかと、非常に複雑に絡んでくる問題だと思いますので、できるだけ生の意見はずっと聞き続けながら、最終的にどうできるかというのは、引き続き検討していただきたいと思います。

以上です。済みません、しゃべり過ぎました。

ほか、発言のない方、何かございませんか。よかですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 なければ、これで企画振

興部の審査を終了します。

これより、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時34分休憩

午後1時0分開議

○松田三郎委員長 改めまして、こんにちは。

それでは、委員会を再開いたします。

入れかわっておりますので、改めて申し上げますが、山口委員、増永委員は御欠席でございます。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、最初に一度立っていただきまして、説明者がどなたかをちょっと確認する必要がありますので、その後は、説明は着座のままです。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○松葉健康福祉部長 健康福祉部長の松葉でございます。松田委員長初め委員の皆様には大変お世話になります。それでは、着座にて平成24年度決算概要について御説明をさせていただきます。

まず、決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項などのうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」でございました。

収入未済の解消につきましては、従来か

ら、各課担当者による収入未済金対策プロジェクト会議を設置し、情報交換などを行うことで各課の取り組みの充実を図ってきましたが、さらに、平成22年度からは、関係課長と担当班長で構成する健康福祉部収入未済金対策会議を立ち上げ、年度ごとに部内の統一的な取り組み方針を設定し、共通認識を持って収入未済金発生の未然防止と徴収対策強化に取り組んできたところでございます。

今年度は、特に、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権といった各債権の分類に応じ、より実効性のある対策の実施などに取り組むことといたしました。

具体的には、債権ごとに滞納の要因を分析し、滞納者を幾つかの分類に分け、できるだけきめ細かに催告、滞納処分等の対応を行ってまいります。また、徴収実績が高い福祉事務所のノウハウを研修会などを通じて他の福祉事務所でも共有化するなど、本庁、地域振興局及び関係出先機関が、組織的、一体的に回収に取り組んでいくこととしております。

2点目は、「用地取得や関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由により多数の事業繰り越しが発生しており、より効率的、計画的な事業執行を行い、可能な限り事業繰り越しが生じないよう努めること。」でございました。

事業繰り越しにつきましては、平成23年度及び今回御説明いたします平成24年度につきましても、補正予算で措置した経済対策関連基金を財源とした事業を中心に、年度内での適正工期の確保が困難となったものが大半でございます。年度内での事業完了ができるよう早期に事業決定を行うなど、必要な工期を確保しつつ、効率的、計画的な執行を図るよう努めているところでございます。

3点目は、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業及び不妊対策事業について、それぞれ相当額の不用残が生じているが、当該事業に対する県民の潜在ニーズは高いと思われ

ることから、相談窓口の周知等に努め、より一層事業の有効活用を図ること。」でございました。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業につきましては、実施主体であります市町村とともに事業の周知に取り組みましたが、接種後に死亡事例が発生したことによる不安感や、任意接種であるため対象者への個別の働きかけができないことなどにより、執行残が発生し、最終的に国からの交付額のうち約3割弱の残額が生じております。

なお、当該事業は平成24年度で終了し、今年度からは、予防接種法に基づく定期接種として市町村が実施しております。

また、不妊治療助成事業につきましては、平成23年度は、治療開始初年度の方の回数の上限を2回から3回へふやす制度改正がなされたことから、申請件数の増加を見込んでいましたが、実際は見込みを下回り、不用残が生じたものです。平成24年度は、申請件数の見込みを精査するとともに、事業の周知などに努めた結果、執行率約98%と改善しております。今後も事業の有効活用に向けてまいります。

4点目は、「生活保護費返還徴収金の未収額は年々増加傾向にあるが、返還徴収金の発生を抑制するため、生活保護受給者に対する確かな指導、生活実態の把握により保護の適正実施に努めるとともに、悪質な不正受給者については厳正に対処すること。」でございました。

生活保護の適正実施につきましては、訪問調査活動や生活実態の把握など、生活保護のいわば本来業務を日ごろからしっかりと行うことが保護の適正実施につながるかと考えております。このため、福祉事務所を対象に、生活保護業務についての体系的な研修などを行っているほか、指導監査などを通じて個別具体的な指導を行っております。

また、現在国において検討中の改正生活保護法案では、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げなど不正受給対策の強化などが盛り込まれており、法改正に適切に対処しながら、悪質な不正受給者に対して今後とも厳正に対処してまいりたいと考えております。

5点目は、「特定疾患治療費補助については、国の予算額不足により県費持ち出しが常態化しており、県負担額の一層の増加が懸念されることから、国に対して必要な予算額の確保をこれまで以上に強力に要請すること。」でございました。

超過負担の軽減につきましては、全国知事会及び全国衛生部長会において毎年度要望項目に掲げ、国に対し要望を行っております。

国の平成25年度予算においては、対前年度比約25%増の予算が確保されましたが、いまだ超過負担を解消するまでには至っておりません。

なお、国においては、先般閣議決定されたいわゆる社会保障制度改革プログラム法案骨子の中で、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るための必要な措置について、平成26年度を目途に講じることとされたところでございます。

今後も、国の動向を見ながら、各都道府県と連携して国に対して要望を続けていくこととしております。

続きまして、健康福祉部の平成24年度決算概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計母子寡婦福祉資金特別会計を合わせまして、収入済み額は400億6,800万円余で、調定額に対する収入率は99.6%となっております。

不納欠損額は534万円余で、内容は、児童保護費負担金などでございます。

また、収入未済額は1億4,900万円余で、主なものとしましては、児童保護費負担金4,

627万円余、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金4,179万円余、生活保護費返還徴収金3,241万円余でございます。

次に、歳出でございますが、予算額1,456億5,000万円余に対しまして、支出済み額は1,389億7,800万円余となっております。

翌年度への繰越額は43億5,400万円余で、介護基盤緊急整備事業などに関するものでございます。

また、不用額は23億1,700万円余で、主な内容につきましては、扶助費や補助金などの執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松田三郎委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○古閑健康福祉政策課長 健康福祉政策課の古閑でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて御説明をさせていただきます。

まず、今年度の定期監査結果でございますが、公表事項はございません。

次に、平成24年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、2ページ冒頭の欄の使用料及び手数料、3ページの冒頭の欄の国庫支出金、4ページ中ほどの欄の財産収入及び5ページの2段落目の繰入金、いずれにつきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、5ページ下段から6ページの諸収入でございます。

不納欠損額はございませんが、収入未済額が24万円余となっております。その内容につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明

をさせていただきます。

次に、8ページをお願いいたします。

ここからは歳出でございます。主なものについて御説明をいたします。

8ページの最下段の民生費の中の社会福祉総務費でございます。9ページにわたっておりますが、支出済み額としましては18億9,872万円余となっております。

主な事業は備考欄に記載しておりますが、民生委員の活動に係る経費、地域の縁がわ彩り事業、地域の結びづくり生き生き事業などでございます。

なお、8ページの不用額3,310万円余につきましては、主に地域福祉支援体制強化事業及び福祉・介護人材緊急確保事業等における委託料の執行残などでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

10ページ中ほどの災害救助費でございますが、支出済み額として9億2,749万円余となっております。

主な事業は備考欄に記載しておりますが、熊本広域大水害に係る救助に要する経費や被災者への生活再建助成金などでございます。主な不用額7,641万円余につきましては、主に被災者生活再建助成金の執行残でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として8,210万円余となっております。

なお、不用額1,098万円余につきましては、主に第6次保健医療計画策定事業や保健統計調査に係る事務費の執行残などでございます。

次の保健環境科学研究所費でございますが、宇土市にございます保健環境科学研究所の運営費でございます。支出済み額は2億7,331万円余となっております。

なお、不用額989万円余につきましては、主に人件費及び庁舎管理の委託に係る執行残でございます。

次の保健所費でございますが、支出済み額として17億2,506万円余となっております。主な事業としましては、県下10カ所の保健所の運営に係る経費でございます。

なお、不用額2,976万円余につきましては、主に人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残などでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

公衆衛生災害復旧費でございますが、支出済み額として2,878万円余となっております。繰越額1,690万円余がございますが、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

なお、不用額119万円余につきましては、入札の執行残などでございます。

それでは、恐れ入りますが、別冊の附属資料のほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。これは、熊本広域大水害において被災しました阿蘇保健所の復旧工事費のうち、エレベーター復旧工事について繰り越したものでございます。エレベーターの復旧につきましては、12月補正予算事業のため工期の確保ができず、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、工事は、平成25年7月に完了いたしております。

次に、14ページをお願いいたします。

収入未済でございます。これは、平成16年に実施しましたシステムの仕様変更業務委託におきまして、契約不履行により契約違約金が発生したものでございます。その後は、会社は事実上倒産をしておりまして、長期にわたり代表者とも連絡がとれない状況でありましたが、昨年度、母親のところに住民登録がなされていることが判明いたしました。現在、実家への訪問や電話により代表者への連絡に努めているところでございます。

次に、恐れ入りますが、34ページをお願い

いたします。

県有財産の処分でございます。これは、財団法人国際保健医療交流センターに対する県の出捐金を処分したものでございます。当財団は、開発途上国の保健医療の向上及び我が国の保健医療の向上を図るため平成2年1月22日に設立されたもので、本県は基本財産として5,000万円の出捐を行っております。平成23年11月30日をもって解散し、また、平成24年11月13日に清算が完了いたしました。県の出捐金は寄附行為であり、清算により返還されるものではないため、財産として処分したものでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○健康危機管理課長 健康危機管理課の一です。よろしくお願いいたします。着座にて御説明いたします。

まず、今年度の定期監査の結果の公表事項でございます。

健康危機管理課では、職員の交通事故について指摘を受けております。指摘内容につきましては、平成24年度に通勤中に過失割合の高い人身事故が1件発生しており、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じることとなっております。これは、職員が自家用車で帰宅途中、交差点左折時に、自転車の運転者に軽傷を負わせたものでございます。交通安全については日ごろから取り組んでおりますが、職員に対する声かけや研修などを通して、さらなる交通安全意識の徹底を図ってまいります。

次に、平成24年度の決算の説明をさせていただきます。お手元の説明資料13ページをよろしくお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。主なものについて御説明いたします。

13ページ4段目の食品衛生関係手数料でございます。収入済み額が6,813万円余で、予算に対し、332万円余の増となっております。これは、菓子製造業や総菜製造業などの許可申請件数が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、16ページをごらんください。

1段目の肝炎対策費補助でございます。収入済み額が2億3,698万円余で、予算に対し、7,719万円余の増となっております。これは、肝炎ウイルス検査及び肝炎治療の医療費助成等に伴う補助金について、国からの交付額が実績額を上回ったものであります。今年度中に国庫へ精算返納する仕組みとなっております。

17ページをごらんください。

2段目のワクチン接種緊急促進基金繰入金でございます。収入済み額が8億1,249万円余で、予算に対し、2億1,581万円余の減となっております。これは、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種に係る市町村への補助事業に充てるため平成22年度に造成しました熊本県ワクチン接種緊急促進基金から繰り入れるもので、市町村からの補助申請額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

なお、歳入について、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入のいずれも、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、19ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。主なものについて御説明いたします。

まず、19ページ下から2段目の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として4億5,353万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載しておりますが、健康危機管理推進事業、肝炎対策事業などがございます。

なお、3,428万円余の不用額が生じており

ます。これは、肝炎対策事業のうち、肝炎ウイルス検査及び肝炎治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の結核対策費でございます。支出済み額として2,995万円余となっております。

なお、562万円余の不用額が生じておりますが、これは、結核患者の発生減少に伴う医療費助成の申請件数が見込みを下回ったものでございます。

次に、20ページをごらんください。

1段目の予防費でございます。支出済み額として9億7,527万円余となっております。主な事業は、感染症予防事業費、新型インフルエンザ対策費、熊本県ワクチン接種緊急促進事業などでございます。

なお、2億2,940万円余の不用額が生じております。これは、子宮頸がん等のワクチン接種に係る市町村からの補助申請額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

下段の食品衛生指導費でございますが、支出済み額として3億4,793万円余となっております。主な事業は、食品営業監視事業、BSE食肉検査体制整備事業などでございます。

なお、2,490万円余の不用額が生じておりますが、これは、主にBSE検査に伴う検査器具の購入実績や各事業の執行残などによるものでございます。

次に、21ページをごらんください。

上段の環境整備費でございますが、支出済み額として1億2,505万円余となっております。主な事業は、犬捕獲抑留業務事業、動物の愛護管理事業などでございます。

なお、164万円余の不用額は、主に、動物愛護管理事業のうち、各地域の動物愛護推進員の委嘱が予定人数を下回ったことに伴う執行残でございます。

健康危機管理課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課・中島でございます。よろしくお願い申し上げます。着座にて御説明申し上げます。

まず、今年度の定期監査結果の公表事項でございますが、公表事項はございません。

24年度の高齢者支援課の決算状況を御説明いたします。

まず、歳入でございますが、お手元の委員会説明資料の22ページをお願いいたします。

使用料、手数料、それから、次ページ、23ページの国庫支出金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、24ページをお願いいたします。

財産収入、それから、次ページ、25ページの繰入金、繰越金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、繰入金の基金繰入金につきまして、予算現額に対する収入済み額との差が、介護職員処遇改善で3,539万円余、介護基盤緊急整備で3,545万円余の差がございますが、こちらは、国の経済危機対策に伴い、平成21年度に創設されました介護職員処遇改善交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用した基金事業におきまして、所要見込み額を実績額が下回ったことによるものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、雑入の各種団体精算返納金につきましても、予算現額に対する収入済み額との差が4,460万円余でございますが、こちらは、平成23年度から平成24年度に繰り越しをいたしました介護基盤緊急整備等事業につきまして、不用額を基金に積み戻す際に、不用額で歳出予算として執行していない分を執行したものと誤って、本来必要のない各種団体精算返納金で歳入予算を要求したことによるものでございます。本来必要のなかった歳入予算でござ

いまして調定もしていませんことから、収入未済額等に計上せず、予算現額と収入済み額の比較欄に計上いたしております。大変申しわけございません。

続きまして、27ページをお願いいたします。

ここからが歳出でございますが、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、民生費の老人福祉費についてでございますが、支出済み額として19億8,830万円余となっております。

主な事業といたしまして、次ページ、28ページをごらんください。

備考欄に記載しております軽費老人ホーム事務費補助事業、軽費老人ホームの設置者が利用者からの利用を減免した場合、その減免した経費につきまして補助金を交付するものでございます。それから、施設開設準備経費助成特別対策事業、これが、施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、その開設準備経費に対して助成を行うものでございます。それから、介護職員処遇改善交付金事業、介護職員の雇用環境を改善し、今後増大する人材需要に応えるため、介護職員の賃金の確実な引き上げなど、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して助成を行うものでございます。これが主な事業でございます。

お手数ですが、済みません、前のページの27ページにお戻りください。

老人福祉費で1億2,113万円余の不用額が生じておりますが、これは、先ほど、28ページのほうで説明しました施設開設準備経費助成特別対策事業におきまして、施設開設の翌年度繰り延べや執行残による1,700万円余、また、28ページの現任介護職員等研修支援事業、これは、介護事業所の職員が研修を受講する際、その代替職員として離職者等を雇用する場合、これを支援する事業、国の緊急雇用の基金事業の一つでございますが、この事

業で4,600万円余、この事業と同様、緊急雇用の基金事業でございます、働きながら資格を取る介護雇用プログラム事業におきまして、1,700万円余の執行残が生じたことが老人福祉費の不用額の主な理由でございます。

この2つの緊急雇用基金事業につきましては、事業者がハローワークでの求人を行ったものの、求職者が少なく、雇用まで日数を要したこと、また、雇用したものの、途中で退職したことにより、雇用期間が短くなったことによるものでございます。

また、2億7,180万円の繰り越しが生じていますが、こちらにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

次に、28ページをお願いいたします。

老人福祉施設費についてでございますが、支出済み額として41億1,917万円余となっております。

主な事業といたしまして、介護基盤緊急整備等事業、これは、地域密着型特養や認知症高齢者グループホームなどの整備を行う市町村等に助成を行う事業で、基金事業でございます。

また、13億9,200万円余の繰り越しが生じておりますが、先ほどの老人福祉費と合わせまして、後ほど別冊附属資料で御説明させていただきます。

次に、29ページをお願いいたします。

災害復旧費の民生施設補助災害復旧費についてでございますが、支出済み額としまして、6,507万円余となっております。これは、老人福祉施設等災害復旧事業、平成24年7月の熊本広域大水害に伴いまして被災した老人福祉施設等に対して、施設の災害復旧に係る費用の一部を補助する事業でございます。

なお、1,672万円の不用額が生じておりますが、これは、国の査定による補助額の減や申請をしていた施設が災害保険を活用することになったことなどによる申請の取り下げに

伴う執行額でございます。

また、4,185万円余の繰り越しが生じておりますが、こちらにつきましても、この後、別冊附属資料で御説明させていただきます。

別冊附属資料の2ページをお願いいたします。

2ページから5ページの最上段にかけましての介護基盤緊急整備等事業につきまして、12件、13億9,200万円余の繰り越しを行っております。これは全て特別養護老人ホームでございますが、これは、社会福祉法人設立の認可等の諸手続に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

次に、5ページ2段目から8ページの1段目までの施設開設準備経費助成特別対策事業につきまして、15件、2億7,180万円余の繰り越しを行っております。これは、先ほど御説明いたしました施設整備が当初計画より大幅におくれたことにより、施設の開設につきましても同様におくれが生じ、開設前、6カ月以内の準備経費を助成するこの事業につきましても、繰り越しを行ったものなどでございます。

最後に、8ページ2段目の老人福祉施設等災害復旧事業につきまして、1件、4,185万円余の繰り越しを行っております。これは、不測の事態により、設計変更を行う必要が生じたことによる計画のおくれによるものでございます。

なお、資料中に現在の進捗状況を記載しておりますが、こちらは本年9月1日現在の状況でございます。各事業におきまして、4月以降順次竣工してございまして、遅くとも来年2月中には竣工し、開設する予定となっております。

高齢者支援課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課の大村でございます。

す。よろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

まず、今年度の定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

次に、決算について御説明させていただきます。

まず、歳入について、説明資料の30ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、国庫支出金、次のページの財産収入、繰入金、諸収入につきまして、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、32ページをお願いいたします。

民生費の老人福祉費でございますが、支出済み額として260億8,901万円余となっております。

主な事業といたしましては、備考欄の事業の概要の上から2つ目、3つ目の介護保険を運営する市町村に法定負担金等を交付します介護給付費県負担金交付事業、地域支援事業交付金交付事業、中ほどの少し下ですが、法改正を踏まえて介護保険財政安定化基金の一部を取り崩し、拠出割合に応じ、市町村及び国に交付します介護保険財政安定化基金市町村交付等事業、同事業の国納付分、県分を地域福祉基金に積み立てます地域福祉基金(介護分)造成事業、それから、33ページに移りまして、備考欄上から2つ目の認知症疾患医療センターなどの運営を行います認知症診療・相談体制強化事業など、認知症対策を推進するための事業、また、中ほどになります。が、地域の実情に応じた支え合いの体制づくり等を支援します市町村地域包括ケアシステム構築支援事業や訪問看護の普及など、高齢者等が住みなれた地域で暮らせるようにする地域包括ケア推進の事業などでございます。

32ページに書いておりますとおり、5,371万円余の不用額が生じております。これは、33ページ中段で御説明いたしました市町村地

域包括ケアシステム構築支援事業において、市町村での事業実績が見込み額を下回ったことによる1,831万円余などでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○青木社会福祉課長 社会福祉課・青木と申します。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

まず、定期監査の結果につきまして、公表事項が1件ございます。

お手元、監査結果公表事項〔健康福祉部〕、ございますでしょうか。これに沿って説明をさせていただきますが……。

○松田三郎委員長 一枚紙のやつ。

○青木社会福祉課長 一枚紙です。

それでは、説明をさせていただきます。

指摘事項(2)報酬の過年度支出についてでございます。

事案の概要でございますが、平成24年1月分の精神科嘱託医の報酬の支出につきまして、経理担当者が誤って実績より1日分少なく起案を行い、それを決裁時に誰も気づかず、そのまま支払ってしまった後、翌平成24年度になりまして、平成24年分の源泉徴収票確認時に支払い漏れが判明し、これを支払ったことから過年度支出になりまして、今回、この件を指摘、公表されたものでございます。

この誤りが判明した時点で、他の報酬等の支払いが適正に行われているか否か確認するとともに、この件に関係した職員以外の職員も含めて課の全職員に対し、今後このようなことがないように注意喚起を行いました。

今後とも、支払い漏れなどが発生しないよう組織的なチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。

続きまして、平成24年度の決算について御説明いたします。

説明資料の34ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

34ページの使用料及び手数料、35ページの国庫支出金、36ページ下段の財産収入、37ページ上段の繰入金までにつきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

37ページ中ほどの諸収入、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金につきましては、3万3,000円の収入未済額が生じましたが、ことし8月をもって完納され、収入未済が解消されたところでございます。

同じく37ページの最下段、各種団体精算返納金につきまして、予算現額と収入済み額との比較が527万円余となっておりますが、これは、備考欄で記しておりますとおり、いわゆるホームレス対策事業に係る事業委託先団体からの返納金でございます。

38ページをお願いいたします。

生活保護費返還徴収金と過年度収入、年度後返納について、それぞれ収入未済額がございます。これらについては、後ほど附属資料にて説明をさせていただきたいと存じます。

続きまして、歳出についてでございます。

39ページをごらんください。主なものを御説明いたします。

2段目からの民生費におきまして、社会福祉総務費及び遺家族等援護費につきまして、それぞれ不用額がございますが、これらは、人件費及び各事業の執行残でございます。

40ページをごらんください。

生活保護費でございますが、中段の生活保護総務費、その不用額8,162万円余につきましては、人件費、活動費の執行残のほか、緊急雇用創出基金、市町村補助金に係る市町村からの申請額が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

下段の扶助費は、生活保護費でございま

す。

不用額5,224万円余は、所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

歳入歳出の決算の状況、以上でございます。

続きまして、附属資料の15ページをごらんいただきたいと存じます。

収入未済の状況と対策について御説明をいたします。

1、24年度歳入決算の状況でございますが、上段の生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金につきましては、収入未済は解消されております。

中段の生活保護費返還徴収金と下段の年度後返納とで、合わせて3,284万円余の収入未済額が生じております。

ここで、生活保護費返還徴収金には2種類ございます。1つは、被保護者に資力、資産があるにもかかわらず、実際に収入が入るまでに時間がかかるなど、緊急やむを得ない場合に保護費を支給した場合、これを返還させるというのが1つでございます。もう一つは、就労等に伴い収入を得たにもかかわらず、申告を行わず、保護費を不正に受給した場合などにその分を返還させるというものです。

また、下段の年度後返納とは、過払い金が発生した場合にこれを返納させるものでございます。

いずれも、債務者が生活保護受給中であったり、生活困窮の状況にあつたりすることなどから、返還が滞っているというものでございます。

その下の表に、収入未済額の過去3カ年の推移でございますが、上段、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金については、収入未済、解消されたということでございます。

中段以下、生活保護費返還徴収金などの動向につきましては、合計欄をごらんいただきたいと存じます。増加傾向を示しております

が、これは、平成20年秋のリーマン・ショック以降、近年の大幅な被保護世帯数の増加などに伴い、生活保護費返還徴収金の調定額自体が押し上げられている傾向にございまして、徴収努力の取り組みを行っているにもかかわらず、平成24年度におきましては、前年度に比べて274万円余の増加となっているものでございます。

16ページをごらんください。

3、24年度収入未済額の状況でございます。

ここも合計欄で御説明をいたします。

まず、定期的に分割納付が行われているケースが53件でございまして、全体の約65%、すなわち約3分の2を占めております。

そのほか、ここに記しております生活困窮とは、現在は生活保護を受給していないものの、各福祉事務所の調査により未納の主な原因が生活困窮にあると判断されているケース、非協力的とございますのは、福祉事務所職員との面談を避けたり、粗暴な対応が常態化しているといったケースでございまして、債務の否認とございますのは、本人が債務の存在そのものを認めていないケース、そしてその他は、収監中のため徴収を見合わせているケースや、本人が死亡してしまい、相続人からの徴収が困難なケースでございまして。

これらの状況を踏まえての4番、平成24年度の未収金対策についてでございますが、債権管理の強化につきましては、県や健康福祉部の未収金対策にのっとり債権管理を行っているものでございます。

中段以降、福祉事務所への指導の徹底につきましては、課独自の取り組みを上げております。特徴的なものとして、丸の3つ目でございますが、平成24年の9月、県の全福祉事務所を対象に未収金に関するヒアリングを実施し、未収金案件全件につきまして、一件一件、個別具体的に問題点を洗い出し、今後の対応策についての助言、指導を行

ったところでございます。

また、丸の4つ目、最後の丸でございますが、冒頭部長から申し上げましたとおり、生活保護に係る未収金対策は、生活保護のいわば本来業務、すなわち被保護世帯への家庭訪問の計画的実施、生活状況、収入状況の的確な把握などと表裏一体のものというふうに考えております。

そのため、生活保護に係る実地指導監査や各種研修などの機会を捉えまして、生活保護の適正実施の徹底とあわせ、未収金の徴収及び債権発生防止について助言、指導を行っております。

なお、補足でございますが、今年度に入っの新しい取り組みといたしまして、ことし8月、各福祉事務所の生活保護業務のかなめとなる班長職員を集めて未収金対策の会議を開催しました。困難な状況の中でも特に頑張っている福祉事務所からその取り組みを発表し、意見交換を行う場を設け、他の福祉事務所の意識改革の意味も含めまして、その取り組みの波及を図ったところでございます。

社会福祉課、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課の中園でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

まず、定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

それでは、資料の42ページをお願いいたします。

歳入関係でございます。

分担金及び負担金の未熟児養育費負担金ですが、これは、未熟児養育医療に伴い保護者から徴収するものでございます。不納欠損や収入未済がありますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

下の段の使用料及び手数料、それから、43ページに入りまして、国庫支出金、これらに

つきましては、不納欠損、収入未済はございません。

43ページ、国庫支出金の下から5段目にあります母子衛生費負担金について、予算現額と収入済み額との比較で556万円余が増額となっておりますが、これは、未熟児養育医療費において、所要額が見込みより多かつたことに伴う国庫負担増でございます。

44ページをお願いいたします。

上から2段目の特別保育事業費補助につきまして、予算現額と収入済み額との比較で849万円余が減額となっておりますが、これは、市町村の所要額が見込みより少なかつたことに伴う国庫補助の減でございます。

45ページをお願いします。

上から財産収入、繰入金、繰越金、諸収入とありますが、不納欠損、収入未済はございません。

なお、繰入金の一番下の安心こども基金繰入金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で1億622万円余の減額となっておりますが、これは、保育所等緊急整備事業などの所要額が見込みより少なかつたことに伴う基金繰り入れの減でございます。

続きまして、46ページをお願いします。

ここからは歳出関係ですが、主なものを御説明いたします。

まず、中ほどの社会福祉総務費でございます。

不用額100万円余は、育成医療などにおける執行残、次の障害者福祉費の不用額74万円余は、発達障がい児早期発見・早期支援事業における執行残でございます。

47ページをお願いします。

児童福祉総務費でございます。

不用額1,494万円余は、多子世帯子育て支援事業などにおける執行残、次の児童措置費の不用額880万円余は、市町村に対する保育所運営費負担金の執行残でございます。

48ページをお願いします。

児童福祉施設費でございます。

不用額7,940万円は、保育所等緊急整備事業などにおける執行残でございます。

なお、翌年度繰越額6億1,300万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

下の段の公衆衛生総務費の不用額1億5,100万円余は、乳幼児医療費などにおける執行残でございます。

49ページをお願いします。

まず、保健所費の不用額188万円余は、健やか母子支援事業などにおける執行残、また、次の民生施設補助災害復旧費の不用額648万円余は、児童福祉施設等災害復旧事業における執行残でございます。

それでは、恐れ入りますが、別冊の附属資料をお願いいたします。

9ページから10ページにかけましての繰越事業の関係でございます。

保育所等緊急整備事業の8件でございますが、最初のみずほ保育園、それから3番目のちどり保育園、それから、10ページになりますが、最後の慈光第一保育園の3件につきましては、それぞれ、ポーリング調査の再実施、あるいは基礎工事の際の湧き水や太陽光発電の資材不足などで、不測の日数を要して繰り越しております。

また、これ以外のシオン園保育所など5件につきましては、昨年度途中で追加募集を行い、昨年12月補正で追加予算を組ませていただいたところでございますが、事業期間が不足して繰り越しております。

繰越額の合計は6億1,300万円余となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

収入未済の関係でございます。

まず、1番の決算の状況ですが、未熟児養育費負担金におきまして、不納欠損が3,000円、収入未済が60万円余となっております。

次の2番に過去3カ年の推移を示しておりますが、前年度と比較しますと、1万2,000円ほどの増額となっております。

3番の収入未済の状況ですが、債務者数は30人となっております、内訳は、分割納付が6人、生活困窮が9人、非協力的が15人となっております。

4番の未収金対策ですが、まず、未然防止策としまして、制度説明などの徹底としておりますのは、市町村で乳幼児医療費の手続をしますと支払った医療費は返ってきますので、その周知徹底に努めております。

また、その下の催告関係ですが、自宅に連絡がつかないような滞納者に対しては、勤務先への電話催告ですとか、直接訪問しての徴収なども行っておりまして、いつでも現金徴収ができるように、担当班の全員を会計職員に任命しております。

また、一番下にあります分納相談によりまして、納付に結びついた事例も出てきております。

続きまして、29ページをお願いします。

不納欠損の関係でございます。

未熟児養育医療費負担金で件数3件とありますのは、1名分になりますけれども、金額は繰り上げて3,000円、実際は2,500円ほどですけれども、備考欄にありますように、県外に転出し、時効中断できずに債権が消滅したものでございます。

子ども未来課は以上でございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課の藤本です。どうぞよろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、定期監査の結果ですが、公表事項はありません。

それでは、24年度の決算について御説明いたします。

説明資料の50ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、一番上の児童保護費負担金ですが、これは、児童養護施設等への入所措置に伴い、保護者から負担をいただくものです。不納欠損や収入未済については、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

次の使用料及び手数料、国庫支出金、51ページ、一番下の財産収入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

なお、50ページの下から2段目の児童措置費負担金に予算現額と収入済み額との比較で359万円余、これは減額となっておりますが、これは、児童養護施設等への入所措置児童数が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

53ページをお願いいたします。

この年度後返納は、主にひとり親家庭等に支給する児童扶養手当の過年度分の返納金などですが、収入未済については、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

歳入については以上でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。54ページをお願いいたします。

まず、下から3段目の社会福祉施設費ですが、これは、主な事業は備考欄に記載のとおりですが、不用額は、一時保護所管理運営費の実績額が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

次に、55ページの児童措置費です。

主な事業は備考欄に記載のとおりですが、不用額は、子ども手当制度変更に伴うシステム改修事業の実績額が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

次に、母子福祉費です。

主な事業は備考欄に記載のとおりですが、不用額は、児童扶養手当支給事業及びひとり親家庭等支援事業において、実績額が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

次に、56ページをお願いいたします。

児童福祉施設費です。

主な事業は備考欄に記載のとおりですが、不用額は、子供を虐待から守るための緊急対策事業における実績額が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

次に、母子寡婦福祉資金特別会計です。57ページです。

これは、当課で担当しております母子寡婦福祉資金特別会計ですが、収入未済については、別冊の附属資料で御説明いたします。

それでは、恐れ入ります。附属資料をお願いいたします。

18ページ、お願いいたします。

児童保護費負担金の収入未済でございます。

まず、1の平成24年度の状況につきましては、不納欠損額が478万円余、収入未済額が4,164万円余となっております。

この児童保護費負担金は、保護者の所得に応じて負担いただく仕組みとなっておりますが、全体的に所得が低い世帯が多いということと、また、虐待やネグレクトをしている親はなかなか負担金を認めないということから、収入未済となっているものです。

次に、2の収入未済額の推移ですが、この3年間、平成23年度、24年度と減少してきております。

次に、3の収入未済額の状況ですが、債務者数は249名となっております。このうち、分割納入中、一番左ですが、54名で全体の22%、生活困窮により納付していない者が90名で全体の36%となっております。また、虐待を認めないことなどにより債務を否認している者が10名、納付に非協力的な者が15名となっており、この2つを合わせると、納付意識が非常に低いケースが全体の10%となっております。

19ページをお願いいたします。

未収金対策です。

一番上に書いておりますけれども、平成23

年度から福祉総合相談所に正職員1名を増員配置するなど、徴収体制の強化を行いました。また、滞納処分につきましては、全滞納者について県内金融機関を対象に預金調査を実施するとともに、滞納額が高額で交渉に応じない滞納者について、順次差押予告書を送付しました。結果として、滞納処分は実施していませんが、その多くが、分納や納付交渉の開始につながっております。

なお、今年度につきましては、徴収担当者だけでなく、保護者と直接接触する児童相談所のケースワーカーも、より一体となって、組織的に未収金対策に取り組んでいくこととしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

ひとり親家庭等に支給されます児童扶養手当の返納金の収入未済でございます。これは、婚姻や年金受給などにより児童扶養手当を受ける資格を失った後にも引き続き手当を受給していたことにより生じるものであり、収入未済額が2,358万円余となっております。

2の収入未済額の推移ですが、23年度は前年より増加しましたが、24年度は少し減少しております。

3の収入未済額の状況ですが、債務者は76名となっております。その内訳ですが、最も多いのが分割納入中で42名となっており、債務者の約50%程度となっております。そのほか、納付に非協力的な者が18名で24%、生活困窮により納付していない者が10名で13%となっております。

4の未収金対策ですが、一番下の段に記載しておりますように、徴収促進策として、当課に1名配置しております債権管理回収員と県福祉事務所職員が連携をとりながら、自宅訪問などによる催告等を行うとともに、一括納付が困難な滞納者に対し、分納計画書による滞納指導に努めました。

なお、今年度につきましては、8月に全振興局の福祉課長を集めて会議を開催し、前年度の未収金額よりも減少させるという目標を徹底するとともに、未然防止策として、手当支給前に必ず年金受給の有無を確認すること、また、滞納者を4分類に分け、分類に応じて催告、訪問等の対応を図っていくなどの取り組み方針に沿って、本庁及び県福祉事務所が組織的、一体的に回収を実施していくこととしております。

次に、21ページをお願いいたします。

母子家庭等に対し、学校の入学金や授業料、生活資金などを貸し付ける母子寡婦福祉資金貸付金の償還金に関するもので、収入未済額は4,179万円余となっております。

下の段の年度後返納は、学校を中退した場合などに、借り主の都合により貸し付け期間中に貸し付けをやめる場合に発生するものであり、収入未済額は100万円余となっております。

次に、2の収入未済額の推移ですが、24年度は、23年度より241万円余増加しております。これは、所得が低い母子家庭に対する貸付金ということで、債務者の収入が低いことに加え、近年の貸付額自体の増加が影響しているものと考えております。

貸付額は、5年ほど前は約9,000万円でしたが、24年度には約1億1,000万円の貸し付けとなっております。

次に、3の収入未済額の状況ですが、債務者は243名であり、約3割の74名が償還を続けておりますが、生活困窮により償還が滞っている債務者も3割以上、また、納付に非協力的な債務者も2割程度となっております。

22ページをお願いいたします。

4の未収金対策です。

まず、昨年度は、債権発生未然防止策として、貸し付け決定や回収を担当する地域振興局職員に対して、貸し付け要件等に関する確認、事例検討などの研修を実施いたしました。

た。

また、滞納者に対して財産調査等を可能とするため、貸し付け申請時の添付書類として、調査同意書を新たに徴取することといたしました。

また、一番下の徴収促進策として、回収に当たって定期的な滞納者宅への訪問等や連帯保証人などまでに拡大した訪問等を行うとともに、一括納付が困難な滞納者に対し、分納計画書による納付指導に努めました。さらに、今年度は、先ほどの児童扶養手当返納金と同様に、8月に全振興局の福祉課長を集めて会議を開催し、前年度の未収金額よりも減少させるという目標を徹底するとともに、滞納者を4分類に分け、分類に応じて、催告、訪問等の対応を図っていくなどの取り組み方針に沿って、本庁及び地域振興局が組織的、一体的に回収を実施していくこととしております。

次に、30ページをお願いいたします。

児童保護費負担金の不納欠損処分です。

表の計にありますように1,193件、これは87名分になりますけれども、478万円余を不納欠損処分としております。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松永障がい者支援課長 障がい者支援課・松永でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

まず、今年度の定期監査の公表でございますが、障がい者支援課では、職員の交通事故について指摘を受けております。

事故の概要は、昨年度、民間の駐車場で酒気を帯びた状態で自動車を運転し、駐車中の車に衝突した物損事故が1件発生しております。

そこで、当課におきましては、交通違反、交通事故の防止をテーマとした職員研修を昨年度に2回、今年度はこれまでに1回実施

し、特に飲酒運転の防止について強く呼びかけております。

また、毎月の課内例会で交通違反、交通事故防止の徹底を指示するとともに、折に触れて、全職員に対しまして、交通違反、特に飲酒運転、交通事故の防止を呼びかけております。

次に、平成24年度の決算の説明をさせていただきます。

まず、歳入について説明させていただきます。

お手元の説明資料60ページをお願いいたします。

分担金及び負担金についてですが、不納欠損額が55万3,000円、収入未済額が479万1,000円ございます。これにつきましては、後ほど別冊附属資料で説明をさせていただきます。

次に、61ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、不納欠損額はございませんが、収入未済額が9万5,000円ございます。こちらにつきましても、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

次に、62ページ下段から64ページにかけてが国庫支出金でございます。それから、65ページの財産収入、さらには66ページの中段の繰越金まで、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、66ページの最下段をお願いいたします。

諸収入につきましては、収入未済額が18万円ございます。こちらにつきましても、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出になります。

主なものについて御説明をさせていただきます。68ページをお願いいたします。

まず、下段の障害者福祉費において、不用額が3億4,228万1,000円生じております。

主な理由といたしましては、重度心身障が

い者医療費助成事業、更生医療費及び精神通院医療費の助成事業が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

また、ただいまの左側の列になりますが、翌年度繰越額が3億5,330万6,000円発生をしております。この繰り越しにつきましても、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

続きまして、70ページの中段の児童福祉総務費でございますが、89万2,000円の不用額が生じております。これは、主に、特別児童扶養手当等支給事務費において、判定、調査に係る事務経費が当初見込み額を下回ったことなどによるものでございます。

次に、その下の児童措置費でございますが、3,045万7,000円の不用額が生じております。これは、主に、障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業におきまして、児童措置の実績が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、71ページの児童福祉施設費でございますが、6,579万7,000円の不用額が生じております。これは、主に、こども総合療育センター措置入園児扶助におきまして、扶助費に係る措置入園児数が年間延べ数で当初見込み額の約半数程度の実績となったことや、非常勤職員の報酬額の実績が所要見込み額を下回ったこと及び施設管理等に係る委託料の入札残などによるものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

下段の精神保健費でございますが、3,853万9,000円の不用額が生じております。これは、主に、精神保健医療費等の対象となります措置入院の延べ日数が、実績が当初見込みの年間延べ日数を2,200日ほど下回ったこと等によるもの及び自殺予防普及啓発事業等における執行残でございます。

次に、73ページをお願いいたします。

下段の保健所費でございますが、223万9,000円の不用額が生じております。これは、嘱

託医による相談実績が見込みを下回ったことにより、報酬等の執行残によるものでございます。

次に、附属資料の11ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明をさせていただきます。

障がい者福祉施設整備費におきまして、2件、金額合計で1億2,600万円余の繰り越しを行っております。これは、右側の繰り越し理由にありますように、いずれも、地域自主戦略交付金の対象となった大規模修繕工事について、国において、同交付金関係事務等に時間を要したこと及び詳細設計に時間を要したものでございます。

次に、11ページの3段目から次の12ページの2段目までをお願いいたします。

障がい者自立支援法移行促進事業におきまして、計4件、金額で2,000万円余の繰り越しを行っております。これは、短期入所施設の整備工事におきまして、入札・契約事務が遅延したこと及び業務用車両につきまして、受注生産等のために時間を要し、年度内に納車ができなかったもので、いずれも既に竣工または納入済みでございます。

次に、12ページの3段目からですが、障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業におきまして、2件、2億6,000万円余の繰り越しを行っております。いずれも耐震化対応に係る老朽改築工事でございますが、大規模な工事であり、長期の工期を要し、また、詳細設計に時間を要したこともあって、年度内に完成することができなかったものでございます。

障がい者支援課に係る繰越事業は、以上の8件、総額で3億5,300万余でございます。

次に、収入未済について御説明いたします。

同じく附属資料の23ページをお願いいたします。

まず、児童保護費負担金につきましては、

24年度は、現年度分、過年度分を合わせまして462万9,000円の収入未済額が発生しております。債務者の生活困窮等のために納入がなされていないものです。先ほど子ども家庭福祉課の説明にもありましたとおり、平成23年度から福祉相談所の徴収を強化し、全滞納者を対象に財産調査を実施した上で、滞納処分や頻繁な催告等、徴収の促進に努めております。

次に、24ページをお願いいたします。

心身障害者扶養共済加入者負担金の未収金についてですが、現年度分の2件、1万5,000円となっております。納入通知書の紛失等のために未納となったものですが、電話や自宅訪問等の督促を行った結果、本年9月までに全て納入されております。

次に、25ページをお願いいたします。

こども総合療育センター負担金の未収金が14万7,000円でございます。これは前年度の額より減少しておりますが、平成24年度末の債務者3名のうち1名は分割納付中、他の2名につきましては、生活困窮等のために納入がなされていないため、引き続き督促を行った上で、未収金の解消に努めているところでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

こども総合療育センター使用料の未収金が、現年度分で9万5,000円でございます。これは、契約による入所、通園に係る本人負担分でございます。主として利用者の生活困窮などにより未収金となったものです。これにつきましては、債務者6名全てから分納誓約書を徴取した上で、分割納付が滞るような場合は、定期的に催告すること等により未収金の解消に努めております。

次に、27ページをごらんください。

年度後返納による未収金が18万でございます。内訳は、特別障害者手当の過払い金が4万3,000円、心身障害者扶養共済過払い金が13万7,000円となっております。全て過年度分

の徴収金で3件ございますが、うち、特別障害者手当分の1件につきましては、相続人が分納しており、平成25年4月に完納されております。

それから、資料の訂正をお願いいたします。

27ページの3の表の心身障害者扶養共済過払年金の欄の右端の合計欄が3になっておりますが、2が正しい数字になりますので、訂正をお願いいたします。大変失礼をいたしました。

次に……。

○松田三郎委員長 合計のところですね。

○松永障がい者支援課長 合計のほうは2になります。一番右端のほうの合計の数を……。

その下が3です。

次に、不納欠損について御説明をいたします。

31ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損が、合計で46件、額にして46万4,000円生じております。これは、障害児施設への入所措置に伴う扶養義務者負担金について、債務者の行方不明等により債権が時効により消滅したものについて不納欠損処理を行ったものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

心身障害者扶養共済加入者負担金に係る不納欠損が、2件で4万円ございます。債務者は1名で、既に死亡しており、その相続人から時効の援用があったため不納欠損処理を行ったものでございます。

続いて、33ページをお願いします。

こども総合療育センター負担金に係る不納欠損が、合計で18件、額にしまして4万9,000円生じております。これは、センターへの入所措置に伴う扶養義務者負担金について、

債務者の行方不明等により債権が時効により消滅したものについて不納欠損処理を行ったものでございます。

次に、未登記について御説明をいたします。35ページをお願いいたします。

未登記となっておりますのは、合志市にあります旧肥後学園の敷地の一部でございます。昭和14年から15年にかけて県が種畜場用地として取得し、24年に肥後学園の用地として所管替えを行ったものでございます。現在、未登記用地は残り2筆でございます。うち1筆につきまして、任意の承諾による所有権移転登記を行うことを基本に進めておりましたが、ブラジル在住の相続人の確定などによりまして、任意での所有権移転手続が難しい状況となったことから、時効援用による法的処理を行うこととし、平成25年8月に熊本地方裁判所に提訴しております。早ければ年度内にも判決が出て、所有権移転が可能になる見込みでございます。

もう一筆につきましては、引き続き任意での交渉を行っております。

今後とも未登記の解消に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で障がい者支援課の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課の三角でございます。着座にて御説明させていただきます。

まず、定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

資料の74ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

74ページから78ページにかけては、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金について記載しておりますが、いずれも、不納欠損額、収入未済額はございません。

76ページをお願いいたします。

最上段の医療施設耐震化臨時特例交付金につきましては、国の緊急経済対策に係る交付金でございますが、国の交付決定のおくれに伴い繰り越すこととしたものでございます。

なお、7月に交付決定があり、全額受け入れ済みでございます。

2段目の医療施設等施設整備費補助につきまして、予算現額と収入済み額に2,660万円余の差額がございますが、これも国の平成24年度補正予算に係るもので、国の内示のおくれから、設備の発注までに不測の日数を要し、繰り越すこととしたものでございます。

なお、本補助金につきましても、8月に交付決定があり、事業完了確認後受け入れることとしております。

78ページをお願いいたします。

最上段の地域医療再生基金繰入金で、予算現額と収入済み額との差額が1億5,847万円余でございます。現在、地域医療再生基金を活用し、医師確保など地域医療提供体制の充実に取り組んでおりますが、事業に係る入札残や所要額が見込みより少なかったこと等に伴い、基金の繰入金が減となったものでございます。

3段目から79ページにかけては諸収入について記載しております。諸収入につきましては、不納欠損額はございませんが、79ページの2段目の看護師等修学資金貸付金償還金に収入未済額として270万円余を計上いたしております。これにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

80ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

3段目、衛生費の公衆衛生総務費でございます。

主な事業は、医師確保対策や医療施設の設備整備に対する補助等でございます。4億145万円余の不用額が生じておりますが、その主なものは、医療施設耐震化臨時特例基金事

業でございます。本事業につきましては、国の緊急経済対策に合わせ、県内の医療機関の要望を取りまとめ、2月補正として予算化したしましたが、その後、予定していた事業の一部が補助対象外経費と判断されたり、要望事業の取り下げが行われたこと等により、最終的な繰越額と2億8,374万円余の差が生じたものでございます。

そのほか、地域周産期中核病院等機能強化事業等、補助事業における入札残等による所要額の減等でございます。

なお、公衆衛生総務費には16億6,574万円余の翌年度繰越額がございますが、詳細につきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

81ページをお願いいたします。

最下段、医薬費の医務費は、主に僻地における医療施設の運営費や設備整備に対し補助を行うものでございます。

82ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費は、看護師養成所等の運営費など、看護職員の確保対策として取り組む事業に対し補助等を行うものでございます。

不用額につきましては、医務費、保健師等指導管理、いずれも不用額が所要見込み額を下回ったこと等によるものでございます。

次に、繰越事業について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊附属資料の13ページをお願いいたします。

上2段の医療施設等施設・設備整備費及び最下段の医療施設耐震化臨時特例基金事業につきましては、先ほど歳入の項目で御説明いたしましたとおり、いずれも国の緊急経済対策に係る事業で、国の内示のおくれ等により、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越しを行ったものでございます。

なお、1段目の熊本南病院は10月に完了予定でございます。2段目の玉名地域保健医療

センターは7月に事業を完了しております。また、最下段の医療施設耐震化臨時特例基金事業につきましては、基金の積み増しを行うものでございますが、7月に国の交付決定を受け、積み立てを完了しております。3段目の天草保健医療圏ヘリポート等施設整備事業は、天草地域医療センターが行いますヘリポートの整備等に対する補助でございますが、入札の不調により工事着手がおくれ、繰り越しを行ったものでございます。なお、7月に事業は完了しております。

次に、収入未済について御説明いたします。

同じく附属資料の28ページをお願いいたします。

看護師等修学資金貸付金償還金について、270万円余が収入未済となっております。県では、看護師の確保及び県内定着を図るため、看護師等修学資金として、看護学生の一部に修学資金を貸与しておりますが、県外の病院や200床以上の病院に就職した場合等については返還義務が生じることとなっております。このうち、一部債務者について、就業状況の悪化や病気等の理由で返還が経済的に苦しいため、収入未済となっているものでございます。これまでも、本人が督促に応じない場合は、連帯保証人に対し、請求や督促を行うなど、未収金の解消に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

また、新規未収金の発生を防止するため、新規貸与者全員に対して面接を行い、制度内容の周知と意識づけの徹底を図っているところでございます。引き続き収入未済金の発生防止、早期回収に取り組んでまいります。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課の大塚でございます。よろしく御説明させていただきます。

す。

まず、さきに行われました定期監査につきましては、公表事項はございません。

決算の概要につきまして説明をいたします。

資料の83ページをお願いいたします。

歳入につきまして主なものを説明いたします。

分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入ですが、いずれも不納欠損、収入未済額はございません。

次のページをお願いいたします。

繰入金、諸収入についても、不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、一番下の諸収入の下段、派遣職員負担金の予算現額と収入済み額の差額177万円余につきましては、後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員の共済組合負担金等の増によるものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

85ページをお願いいたします。

歳出は、国民健康保険事業にかかわる費用及び後期高齢者医療制度における県負担金等に係る費用でございます。

中段の国民健康保険指導費の不用額3,099万円余についてでございますが、備考欄の事業概要の一番下の事業、国民健康保険制度安定化対策事業、これは市町村財政の調整を行う事業でございますが、財政調整の対象となります80万円を超える医療費が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

下段の公衆衛生総務費の不用額101万9,000円は、後期高齢者医療市町村助言等事業の経費節減によるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山内健康づくり推進課長 健康づくり推進課の山内です。よろしく申し上げます。着座

にて説明をさせていただきます。

定期監査の公表事項はありません。

それでは、健康づくり推進課の決算について説明申し上げます。

まず、歳入について御説明します。

説明資料の86ページをお願いします。

使用料及び手数料について、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、国庫支出金ですが、これも不納欠損額、収入未済額はありますが、予算現額と収入済み額の差が大きなものをお願いいたします。

87ページの衛生費国庫補助金のうち、3段目になりますが、特定疾患治療費補助について、予算現額と収入済み額の差が5億1,832万円余となっています。これは、国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるものです。特定疾患治療研究事業の事業費がふえる中で、毎年超過負担を強いられている状況にあります。本来、国と県が2分の1ずつの負担割合となっていますが、平成14年ごろから、国の補助金については、本来国が負担すべき額の半分から6割程度にとどまっております。平成24年度においても多額の超過負担が生じております。この超過負担の解消に向け、あらゆる機会を捉え、国に働きかけを行っているところですが、去る8月21日の閣議決定において、平成26年度をめどに、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な措置を講ずるものとするとしております。

次に、88ページをお願いします。

中段の諸収入でございますが、不納欠損、収入未済ともございません。

なお、最下段の市町村精算返納金において297万円の予算現額と収入済み額の差がございますが、これは、主に、国民健康保険特定健康診査、保健指導県負担金の市町村返納金によるものでございます。

次に、歳出でございます。90ページをお願いします。

衛生費につきまして、公衆衛生総務費の主な事業は備考欄に記載しているとおりでございますが、不用額の8,202万円余につきましては、特定疾患治療費などの医療費の執行残と原爆被害者に対する手当支給が当初見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

91ページの予防費です。これはハンセン病に関する事業費でございます。不用額の310万円余は、扶助費等の執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○今村薬務衛生課長 薬務衛生課の今村でございます。着座にて説明させていただきます。

まず、今年度の定期監査につきましては、公表事項はございません。

決算の説明に移らせていただきます。

説明資料の92ページをお願いします。

歳入について、主なものを説明させていただきます。

まず、使用料、手数料についてでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の薬務関係手数料の増は、主に登録販売者試験などの件数が見込みよりも多かったことによるものでございます。

4段目の温泉関係手数料の減は、主に温泉の利用許可申請などが見込みを下回ったことによるものでございます。

93ページをお願いします。

2段目の国庫支出金についてでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

一番下の段の国庫委託金の減は、主に後発医薬品の安心使用、普及及び啓発等の薬価等基準調査事務委託の事業費の確定による委託

料の減で、主に需用費、役務費等の経費の節減によるものでございます。

次に、94ページをお願いします。

諸収入についてでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の治療血清売払代金の減は、特殊疾病の発生が見込みよりも少なく、医療機関からの国有ワクチンに係る供給依頼額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

3段目の雑入でございますが、これは、平成13年度に献血を推進するための広告を委託した広告会社が倒産し、契約不履行となったことによる違約金が収入未済となっておりますが、昨年度回収できたものでございます。

続きまして、歳出について主なものを説明させていただきます。95ページをお願いします。

3段目の公衆衛生総務費について、不用額236万円余が生じておりますが、これは、移植医療推進支援事業において整備を予定していた医療機器を見直したことによりまして、医療機関への補助所要額が見込みを下回ったためでございます。

96ページをお願いいたします。

1段目の生活衛生指導費について、不用額111万円が生じておりますが、これは旅費などの経費節減などによるものでございます。

2段目の環境整備費の不用額68万円余につきましては、温泉利用許可等の申請件数が見込みを下回ったことによりましての事務費の執行残でございます。

最後に、97ページをお願いします。

薬務費について、不用額579万円余が生じておりますが、これは、旅費、需用費などの経費節減などによるものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○松田三郎委員長 以上で説明が終わりました。

この際、小杉先生の腰の調子もありますし、執行部の皆さんのトイレ休憩も必要でしょうから、5分間休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時38分開議

○松田三郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

○前川収委員 決算全体の総括で見ると、不用額が23億1,700万、かなりの額出ておりますが、健康福祉部は、かなり待ち受ける的な予算が多いからやむを得ないかなというふうに思います。

それと、もう1つ目立つのが翌年度繰り越しということですが、これも43億5,000万、実は、この前にありました総務委員会的时候にも指摘事項で私言ったんですけども、今の予算の形態というんですかね、国の予算の形態が当初予算で全ての予算を組むことなく、頻繁に、これはいつあるかわからないんですけども、頻繁に経済対策その他の補正予算というものが組まれておりまして、私は、熊本県がその補正予算に対して積極的に対応していただいていることを大変高く評価しております。

それで、補正予算をうまく活用しようと思えば、どうしても単年度主義の予算で、本来4月から執行が始まっていいような予算立てと、補正予算、年度途中、いつかわからないという前提の中でとんと生まれてくる予算でいくと、単年度主義にこだわって繰り越しを使わずにやろうとすれば、年度内にはできませんと、できないから補正は手を挙げられないというような愚かなことはすべきじゃなくて、やっぱりそれはちゃんと繰り越しを、事

故繰越、本当の事故の事故繰越ということじゃなくて、こんなことを言うちゃいかぬかもしれないですね。計画的繰り越しというんですかね、戦略的繰り越しというんですかね、そういうものをどんどん使ってもらいたいと思っ
ていまして、そもそも今の国の予算立てのやり方をずっと見とけば、単年度主義がもう通用しないと。だから、基金を使って基金でやるという方法もありますけれども、基金に乗らない部分もあって、やっぱりどうしても年度内に事業をやらなきゃいけないということが、短い期間の中ででき上がらないという部分については、今後も、遠慮なしに、ぜひ戦略的に繰り越しを使ってもらえればと思っています。

それから、もちろん、2年にわたる、3年にわたるともう最初からわかっているやつは、債務負担設定をやるなり、もしくは繰越明許をきちっとやるなりということをしてもらいたいと思っ
ていますけれども、そういうのが間に合わないとかということもあるでしょうし、そういう手続論にこだわり過ぎると、国の補正予算を活用するということに対する支障になってしまうというふうに思いますので、この繰り越しの中身が全部今言った内容に当たるかどうかは、ちょっと事故的なものももちろんあるとは思いますが、説明を聞いた中では、ほとんどがそういった補正予算対応等々による繰り越しですから、一般的に決算委員会では繰り越すとけしからぬという話が多いと思っ
ていますが、私は、それは逆、今の時代はもう違うと思っ
てお
りまして、わかった上で計画的に繰り越しということは、県民の幸せのためには、より有利な補正予算をたくさん活用するという前提においては必要なことだというふうに思っ
てお
りますので、今後もぜひそういった活用を
してもらえればと思っ
ています。

ちなみに、今、6兆円規模、実数では5兆円になると思っ
ていますけれども、5兆円規模の

補正予算というものの計画もあっているようでありますので、それらに向けた対応も含めて、年度内にはどうせできませんと、これは多分来年の通常国会で予算は通るんだろうと思いますので、そこから始めて年度内なんてできるはずがないことがたくさんあるわけでありますから、それでも手を挙げるという前提から言えば、今言ったような戦略的に繰り越しをする前提で手を挙げていくということ以外にはないというふうに思いますので、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。改めて、この翌年度繰り越しの部分の主な理由についてと、それから、多額の不用額は、待ち受けとは思いますが、だからとは思いますが、改めて、総括的にお話を伺えればと思います。

○古閑健康福祉政策課長 もう前川委員のほうから分析等も御発言いただきましたのであれですが、特に繰り越しにつきましては、平成22年度以降、かなりふえてきております。この要因としましては、今、前川委員御指摘がございましたけれども、国の経済対策への対応というのが主たる要因の一つになっております。

今委員御指摘のように、県では、対策に向けまして、早期実施を目標としまして、いわば繰り越しを前提にある程度しながら、補正予算で積極的に計上してきたというような経緯がございます。そのようなところで、21年度から繰越額がふえてきている状況にあるということでございます。

ちなみに、平成24年度、今回決算で43億ぐらゐの繰越額となっております。

あと、不用額につきましても同様でございます。主な原因としましては、これも、前川委員御指摘のように、特に福祉関係、扶助費がございますので、予算不足とならないように、あらかじめ、リスクといいますか、そういうものを見込んである程度予算を組んで

いるという状況が1つと、あわせまして、この経済対策の関係で、結果、繰越分も含めたところでの不用額が生じているというところでございます。

○前川収委員 あえてわかって聞いているんですけども、一般的に決算委員会の総括ができて、指摘事項の中で、繰り越しけしからぬという話が例年よく出ていると思いますけれども、そうすると、皆さん方が予算執行していこうとか、予算をとりにいこうとするときに、一つの足かせになってしまうと思いますので、私はあえて、ぜひ、どんどん計画的に繰り越すという前提を考えてもらいたいということ。

それから、さっきも言ったとおりですが、従来と違って、これはプライマリーバランスの問題があると思いますけれども、国の予算の。結局最初から組めないという予算、これがかなりあります。一時期、基金に全部移してしまって、恒常的な予算まで基金に入れてやっていたと。本来これは当初予算で組むべき予算なのに、基金に入れ込んでやってきたという国の当初予算の予算の見せ方の問題もあって、まともに全部組んじゃうとプライマリーバランス崩しちゃうんで、そこは崩さないけれども、後で補正で担保していくというんですかね、補填していくというやり方が、今の予算立てのやり方としては非常に多いような気がしまして、本来それは少しおかしいんじゃないかとは思いますが、とはいってもやむを得ないという部分もございまして、ぜひ積極的にそういった補正予算等々の活用を図るという前提で、従来のような4月から3月31日という単年度の頭の考え方はもう既にとれていると、熊本県は、と思いが、とってやっていただきたいということを改めて申し上げまして、私の質問終わりたいと思います。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 今のはちょっと私も政権の立場で。

今、経済対策の問題で、この予算執行分についても私はやっぱりもっと慎重にやっていくべき——ただ、県民の生活、いろんなやつに必要な事業は、日ごろから皆さん方も努力をされて、どこで、やっぱりどう手当てをしていくのかということとは検討されながら、残念ながら財政事情でできないというのがたくさんあると思うんですね。

私は、やっぱりそのことは非常に大事なことですけれども、今、前川委員から述べられたような形で繰り越しを前提とするというか、翌年そんな形で問題意識を持っていったら——要らぬ心配かもしれんけれども、国、地方合わせての借金というのがもう膨れ上がっている状況です。県も結構あるんですけども、計算すると、1秒間に150万円ぐらいずっと積み上げられているんですね、今もう刻々と。こうしゃべっている間にも何百万か借金がふえている現状の中で、本当にそこら辺も少しやっぱり考えながら、国の経済対策が、経済対策と銘打って、いろんな形で多額の金額が県あたりもおろされてくるんですが、その対応に追われていくというふうな現状も私は出てくると思うんですね。ことしの2月ですか、800億を超えるような、そんな対応に追われる県庁内の職員の皆さんの姿を見とっと、やっぱりもう少し慎重に年度当初に計画を立ててやるべきが正常な姿じゃないかというふうに思うんですね。

ですから、やっぱりそこら辺は慎重に。執行部としては、前川委員のような発言、意見が非常に都合がいいと思うんですけども、そうじゃないところもきちんと考えていくべきじゃないかというふうに思っていますので、一言だけ、私の意見だけ申し上げておきます。

○ 前川収委員 確かに、岩中委員の御意見が全く外れているとは思っていませんで、かなり大変な仕事だろうと思います。ただ、認識として持つべき部分は、名前は補正予算、経済対策となっても、本来当初で組むべき恒常的な予算まで当初で組まれずに補正に回されている部分があるという——事業課関係の予算は特にそれが多いと思って私見していますが、ということ、そこをとりにつけていかなないと、ふだんの分のベースまでとれなくなると、できなくなるということ、これがかなりあると思います。

3年前の基金事業、これは、本来全く一般事業で年度当初組まれていたやつが、基金という名前で補正予算で組まれてしまったんですね。だから、それをとつとかなないと、去年までできていたことが、ことしはできないということにまでなってしまうというぐらいに、国の予算の立て方がかなり変わっているということ、詳細見きわめながら、しっかり対応してもらいたいというふうに思っています。全部じゃないんですね。経済対策という名のもとに、囲みは一緒です。ところが、これは、本来経済対策じゃなくて毎年やっている話ですよという部分と本当に経済効果が出るプラスアルファの部分と、これが混在していると、予算の中には、という意識を持ってやってもらえればというふうに思います。

答えは要りません。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 説明資料の20ページですけども、BSE検査に伴う検査器具、消耗品の購入実績減による減とありますけれども、具体的には、20カ月以上のやつは全頭検査ということで、食肉の牛肉の安全というのに寄与

しとったわけなんですけれども、それが、今現在、どれだけ減って、もう今完全にないのか、そういった具体的なデータありますか。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課です。

BSE検査につきましては、ことしの7月1日から、これまで全頭検査でやっていたものを、48カ月を超え以上のものに変更しております。ちょっと具体的な頭数は正確に持たないんですけれども、県分で約4万頭ぐらい、3万8,000頭ぐらい牛を屠畜しているんですけれども、そのうちの48カ月未満はおおむね15%程度と——済みません、逆です、48カ月を超え以上が15%以上で、48カ月未満のものが残りの85%ぐらいの月齢のものになっております。

先ほど、この執行残は、BSE検査器具とか、予算見積もりするときと実際に入札して納入していただいたやつの単価差が、ちょっと大きい単価差が出ましたので、たまたまそういった執行残が出たというのが主なものでございます。

○磯田毅委員 これまで、検査、20カ月以上のはしとったと、それは何%ぐらいですかね、4万数千頭のうち。それは大分少なくなったということでしょう。

○一健康危機管理課長 48カ月を超え以上が14とか15%程度でございますので——済みません、ちょっと20カ月齢で何%というのちょっとこっち……。

○磯田毅委員 きょうの新聞にちょっと載っていたわけなんですけれども、重要5品目、それがどうも外される検討が今なされ始めたということで、非常に食の安全という面では私は心配しているわけなんです。

つい最近買った本の中に、実は、NHK—

—ここに本会議来的时候に、NHKの総合で宣伝されとった「(株)貧困大国アメリカ」という本があるんですけれども、その中で、やっぱりアメリカの食肉検査とか、そういうものが農業の工業化、要するに、それまで数千頭だった農家が、もう数万頭、数十万頭というような、どんどんどんどん規模が大きくなるにつれて、そういう検査が少なくなっていく、緩和されていくというのがあって、果たして、アメリカみたいに1万頭、2万頭の飼育だと、なかなかいつ生まれたというのがわからない、チェックがきかないわけですね。ところが、日本は、まだそういう段階、一頭一頭のトレーサビリティというのが今あって、比較的私は安全だと思っていますけれども、そういうのが少しずつ緩和されてくる中で、そういったものが薄まっていくと、安全性が薄まっていくというのは、やっぱりちょっと困るなということから聞いたわけなんですけれども、まあ、そういう入札によって安くなったという分がそれだけなら構わないんですけれども、これから先、48カ月というのは、普通はもう年寄りの牛でしょう。そういうのを30カ月ぐらいが中心とすると、そういったものの検査がないとすれば、何か大丈夫かなというのがあって、そういうこと聞きましたけれども。

○松田三郎委員長 後ほど、今までの割合、今わからないという分は報告しといてください、磯田委員に。

○一健康危機管理課長 わかりました。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○氷室雄一郎委員 ちょっと僕気になったことがあるんですけれども、御説明をいただいたんですけれども、さあつと行かれましたけれども、高齢者支援課の26ページですかね、

この各種団体精算返納金というところがございしますが、予算現額と収入済み額との比較の中で、その差、財源の誤りというところ、何かばあっと説明されたんですけれども、ちょっとわかりやすく、どういうことなんでしょうか。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

この4,460万7,000円につきましては、まず、23年度から24年度に繰り越しました介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業、つまり、特別養護老人ホームとかをつくる事業の分でございます。それを24に繰り越しましたので、繰越金として歳入が組みれておりました。それを執行するに当たりまして、執行残といいますか、不用額が生じた。繰り越すので、原則、一般的には、繰り越したものにつきましては、翌年度執行済みというのが一般的でございますが、特別な事情で繰り越したにもかかわらず、執行できなかった予算が発生したと。それにつきましては、不用になったわけですから、歳出予算として整備費からもとの基金のほうに繰り戻すという予算を2月補正で行う必要があったと。

それにつきましては、歳出予算につきましては、繰り戻すという予算をちゃんとやっております。そのときに不用額ということで残っていたわけですが、繰越金ですから相手方に予算執行をしてしまったという勘違いをしまして、相手方に予算執行していますので、それを受け入れる予算が必要だということで、ここの各種団体精算返納金でそれを予算を組んでしまったと。実際は予算執行せずに不用額として残っていましたので、それはもう何もせずに、本来歳入予算組む必要がなかったという意味でございます。

実際、繰り越して執行できなかったというのが1件あったわけですが、23年度に交付決定はしておりましたけれども、具体

的には、益城町で予定されていた小規模介護の事業所の整備の予算でございました。益城町が補助先でございます。益城町のほうは、24年度に必ず整備を行うということで、県としましては繰り越しをしたと。益城町が、年度明けまして、昨年5月、6月の状態でございますが、予定した——益城町がさらに間接補助事業者に補助するわけですが、その補助事業先が予定していた土地の用地の取得が困難という事態になったということで、4,400万程度の執行残が生じてしまったということでございます。

当然もう担当のほうは繰越分は執行済みと、歳出予算でもう執行しているということで、ちょっと勘違いをしまして、その分の受け戻しの歳入予算を組んでしまったということでございます。

○氷室雄一郎委員 非常に難しい説明でしたけれども、どっか迷惑をこうむったとか、あるいは非常に厳しい状況になったということはないんですか。ただ処理上の問題で何もありませんでしたと。こういう操作は簡単にできるんでしょうけれども、何でそう……。

○松田三郎委員長 実害がなかったかどうかという……。

○氷室雄一郎委員 そういうことですね。

○中島高齢者支援課長 実害はございません。24年度の歳入予算としては繰越金で入ってきたものが、事業費として歳出されたものと余った分については、基金のほうに繰り戻されたということで、収支はそこで整合性とれております。ただ、歳入予算のこの組むべきでなかった4,400万についてが浮いた状態でございますが、本来歳入予算とすべきものじゃありませんでしたので、調定も行われていませんし、本来歳入が予定されていない

ということで、不納欠損でありますとか、収入未済額にも上がりませんので、表面上歳入予算が過剰に組まれたということでございまして、実害は出ておりません。

○氷室雄一郎委員 実害はないと。しかし、こういう単純なミスなのか、それとも、これは、こういう憂慮、こういうことがあってはならないことなのかと、それだけ。

○中島高齢者支援課長 事態は、単純なミスといえばミスでございますが、そのチェックができなかったということで大変反省しております。今後、管理者含めてチェック体制を整えていくつもりでございます。

○氷室雄一郎委員 もう大体こういういろんな項目と申しますか、こういうものが出てきたこと自体、私は初めてのケースでございますので、よく説明は今受けましたけれども、私たちは専門的なことについては知識はございませんけれども、今おっしゃったように、単純ミスじゃなくて、重たいと言っちゃいけませんけれども、ミスったということと捉えてよろしいんですかね。今後こういうことがあってはならないような事態なんですか。

○中島高齢者支援課長 もちろん担当者の誤解——繰越分はほとんど執行されると、執行されて当たり前だという認識で行われたものとは思いますが、必ずしも繰越予算でも執行残として残ることがあり得るという前提に立ちますと誤りでありますし、その辺のチェックができなかったということでございます。

本来こういう予算というのはあり得ないわけでございますので、二度とこういうことが発生しないように、担当はもちろん、管理者含めてその辺の再発防止に努めたいと思っております。

○松田三郎委員長 結局、この法人は整備はできたのだろうか。

○中島高齢者支援課長 できておりません。

○松田三郎委員長 できておりません、ということは、またいずれ——すぐにはできぬとでしようが、また一から申請ということになるんですか。

○中島高齢者支援課長 益城町の小規模多機能につきましては、結果的にこの後も、今年度含めまして、計画が今宙に浮いている状態でございます。もともとは、ちょっと地元の社会福祉法人じゃない社会福祉法人が予定されていましたが、今後、町としましては、介護保険の事業支援計画にのっとった形で、土地をかえて、どなたか参入されるということがあれば、計画上は、今年度から来年度にかけて整備は可能かと思えます。ただ、具体的な話には今まだなっておりません。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○小杉直委員 氷室委員の質問にちょっと関連してきますけれども、高齢者支援課長に、附属資料の5ページ、上から3段目と4段目に1,080万円ですが、熊本市が補助する間接補助事業者の施設整備がおくれたことから、開設予定日もずれ込むことになり、年度内での事業完了が困難となったために繰り越し理由と書いてありますが、これは、私が知る限りでは、関係者は一生懸命年度内に開設準備、整備をする関係者が多いと聞いておりますが、この2件は、どういう理由だったんですかな、私には簡単な答弁で結構ですが。

○中島高齢者支援課長 基本的には、5ペー

ジの施設開設準備経費につきましては、施設の開設日以前6カ月間の準備経費が対象になるところでございます。そういうこともございまして、まず施設開設自体につきまして、2ページから4ページにかけまして、それぞれ施設整備がおくれたという状況がございまして、それに伴いまして、施設開設準備のほうも自動的におくれたという状況でございます。

○小杉直委員 だけん、それはわかるわけですが、このグループホームの開設事業者あたりは、年度内に一生懸命するという関係者が多いというふうに私は認識しとるわけですが、この2件は、それがおくれたということですが、どういう理由だったんでしょうかね、開設準備者のおくれは。

○中島高齢者支援課長 5ページの下から2つ目、95%になっておりますが、通常のグループホームでありますと、補助3,000万ですが、基本的には一軒家の整備ということで、いわゆる整備期間が非常に短いといえますか、数カ月でございます。この下から2行目のグループホームにつきましては、8階建ての一部につきまして、それをグループホームとして開設するというので、いわゆる8階建てのビルの一角でございますので、整備期間が当然長いということで、それに伴って開設がおくれたという状況でございます。

○小杉直委員 なら、その下から2段目はわかったばってんが、100%の3段目はどういう理由だろうか。

○中島高齢者支援課長 これにつきましても、100%、ことしの5月に開所しております、完成しております、基本的には熊本市のほうで公募されて、採択されて、それから事業者のほうで着工されていくということ

で、もともと市のほうでの公募期間が必要だったり、そういう時間がありまして、結果的に年度を超えているという状況かと認識しております。

○小杉直委員 100%でもう終わつとるということですが、この1,080万という原資といえますか、これはどこの原資になつとですか。

○中島高齢者支援課長 全て基金事業でございまして、国からの基金事業でございまして。

○小杉直委員 わかりました。

なら、もう一点だけ。健康危機管理課長、説明資料の18ページ、犬の返還費負担金というふうな科目がありますが、この備考欄に法律違対象4,000円となつとるですたいね、この法律違対象という、この法律違反というのはどういう中身ですか。

○一健康危機管理課長 法律名は狂犬病予防法であります。第6条に規定がありまして、犬は、市町村で登録受けて首の輪に鑑札をつけます。また、予防注射を受けてくださいということで注射済票を受けます。そして、あと、放浪犬なら係留します。ただ、このやつについて登録を受けて、鑑札をつくってなかったと、未係留な状態だったけん、放浪犬、いわゆる野犬に近い放浪犬ということで保健所が捕獲をしたと。その後所有者があらわれて返してくださいと。その経費として1頭当たり4,000円下さいというシステムになっているものです。

○小杉直委員 わかりました。結構です。

○松田三郎委員長 ほかに。

○小早川宗弘委員 別添資料19ページですけ

れども、この未収金の対策について、この四角囲みの滞納処分等というふうなことで、ここで差押予告書というのを送付されたというふうなことで、これ、差押予告書というのは、これは法的手段措置の一手手前なのかどうかということとか、この性質ですけれども、これ、簡単にできるものなのかどうかということと、あと、差押予告書送付者40名送付されたということで、22名が分納で13名が交渉というふうなことで、合計35名、何らかの行動をとられているということで、結構効果があるのかなというふうに一般的には思いますけれども、9名の人たちはそのままというふうなことで、これ、差押予告書というのは、送付というのは簡単にできるのかどうか、費用がかからないのかどうか、それと、ほかの課でも同じ未収金対策をやられていると思いますけれども、この差押予告書というのは送付されていないと思うんですけれども、ほかの課は、こういう取り組みをされないのかどうかというのをちょっと教えてください。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

この19ページに記載しておりますのは児童保護費負担金の件でございます。冒頭の部長の説明にもあったと思いますが、こういう未収金の種類の中に、強制徴収公債権とそうでないものに大きく分かれます。強制徴収公債権というのは、県税などがそうですけれども、裁判所の力を得ずに差し押さえができるという債権でございます。したがって、この児童保護費負担金につきましては、そういう裁判所の力をかりずに強制的にできますので、滞納されている方に一応財産調査をしまして、その中で、比較的滞納が高額で、かつ滞納額に見合った預金等があるといった者に対して差押予告書、これも法的に効力があるものですが、これを送付したという

ことでございます。この中で、このとき預金調査を行ったのが266名分おりますけれども、そのうちに、今申しましたように、対象者が約40名でしたので、その方に送ったということございまして、非常にここにも数字出してありますように効果はあるというふうに思っております。

○小早川宗弘委員 そのほかの社会福祉課の生活保護だとか、子ども未来課の児童保護負担金だとか、あるいは同じく子ども家庭福祉課の母子寡婦貸付金の返還とか、そういうのはできないんですね、要するに。

○藤本子ども家庭福祉課長 説明不足で済みませんでした。

例えば、当課で申しますと、母子寡婦福祉資金貸付金、それから児童扶養手当返納金、これは、今申しました強制的に取れる債権ではございませんので、もしやろうとするならば、手続はありますけれども、最終的には裁判所の手続を経てやることになりますので、ちょっと手間がかかるといった状況になっていまして、今のところは地道に交渉で取っていくという方法をとっております。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護費の返還徴収金につきましては、これは非強制徴収公債権ということでございまして、この催告の差押予告書、これは出せないというふうになっております。

ただ、若干補足いたしますと、昨年この委員会で、生活保護法の規定の中で刑事告発ができる旨の規定がございます。それにつきましては、2年ほど前から厚生労働省が告発の基準をつくるということで申しておりましたが、今その動きが止まっております。ただ、そのかわりに、この秋の臨時国会に再提出される予定の改正生活保護法案、これにお

きまして、制度の信頼性を維持するために、徴収強化を図るという旨の改正が予定されておりまして、例えば罰則の強化とか、関係機関への強制調査権を設けるとかいったもののほかに、この債権の徴収について、国税徴収法の例によるという条項が案に盛り込まれているところでございます。

そういう動きを踏まえて、生活保護費の返還徴収金については徴収に当たっていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

私どもは、未熟児養育医療費負担金を担当しておりますけれども、これも、母子保健法のほうで滞納処分ができるということで、強制徴収できることになっております。ただ、子供の医療費というのは無料にすべきじゃないかという世論がある中で、今のところやった実績はございません。

全国調査しましたけれども、これを滞納処分した例はございませんでした。

○小早川宗弘委員 わかりました。

結構悪質な滞納者という方もいらっしゃると思いますので、そこは対策を十分に強化していただきたいと思います。

○前川収委員 小さなことなんですけれども、8ページの健康福祉政策課、一般管理費の中の交際費5万3,000円という交際費というのを珍しゅう見たなど、もう行政用語には交際費なんてなくなっていると思っていたんですけれども——小杉先生も多分気になられると思いますけれども、珍しく見たと思っていまして、この内容について——私は別に交際費が悪いと思っているわけじゃないんですけれども、やっぱり必要な部分は使ってもらいたい。今必要な部分というのはどういう

ものかと思って、ちょっと教えてください。

○古閑健康福祉政策課長 昨年度執行しております主なものをといますか、例えば、さわやか長寿財団の20周年記念に部長が出席した際の負担金とか、あと、九州私立保育園の熊本大会の開会式あたりの臨席に当たっての負担金とか、そういうもので、あと、一部、団体の会長さんがお亡くなりになられたときの香典といますか、そういったものに充てております。

○前川収委員 ということは、別に健康福祉部の特別な予算ではないですね。ほかの、この間総務と知事公室を見ましたけれども、こういう品目で出ているのは、たしか多分、覚えてないんですけれども、なかったと思いますけれども。

○古閑健康福祉政策課長 多分、この備考欄の事業の概要の書き方で、もしかしたら交際費まで記載がない部があったのかと思います。

○前川収委員 わかりました。必要なものはどんどん使ってください。

以上です。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○杉浦康治委員 25ページなんですけれども、まず介護職員処遇改善等臨時特例基金というのを、済みません、ちょっとざあっと教えていただければと思いますけれども。

○中島高齢者支援課長 25ページの介護職員処遇改善等臨時特例基金ということでございますが、これにつきましては、歳出のほうで、28ページをごらんいただきたいと思いますが、28ページの備考欄の4行目に介護職員処

遇改善交付金事業というのがございます。まず、この事業に1つ当たっております、もう一つが、上から2番目の施設開設準備経費助成特別対策事業、これに当たる基金でございます。

まず、4行目の介護職員処遇改善交付金事業につきましては、4億4,600万円余を決算で上げておりますが、平成21年度から始まりました介護職員処遇改善のための交付金が基金のほうで積み重ねられて、各都道府県のほうで介護保険の事業者で介護に当たる介護職員の処遇改善のための交付金制度ができて、21年度から23年度にかけて事業が実施されております。その際、大体平均しまして、県内の9割弱の事業所がこの交付金事業を使って賃金を引き上げたということで、平均で、月額で1万5,500円相当がこの交付金事業で処遇されたということでございます。

23年度までと申し上げましたけれども、この24年度決算で4億4,600万円余執行しておりますが、平成24年の2月、3月分を24年の4月、5月に請求があった関係で、24年度の支出、歳出で2カ月分の予算化をしていたということで、24年度予算にも4億4,600万円余が支出されていると。ですから、これ、2カ月分でございますので、1年間丸々であれば、27億とか、28億程度の事業でございました。

この処遇改善交付金につきましては23年度で廃止されまして、24年4月からの介護報酬の改定の中で介護職員処遇改善加算という制度が新設されました。ですから、事業者は、介護報酬を請求する際に、処遇改善の加算制度を使って交付金と同じような形の請求が行われているという状況、今も介護報酬の加算制度で、24年度から、これは臨時的措置とされておりまして、24、25、26の3カ年間はそれでいくという時限的に行われております。

それから、前の25ページのこの基金事業につきましては、介護職員処遇改善等というこ

とで、等がついておまして、その等が、28ページの2行目の施設開設準備経費助成特別対策事業ということで、先ほど申し上げました特別養護老人ホームとか、グループホームとか、小規模多機能事業所が開設する際に、開設前6カ月の開設準備経費、例えば職員の採用後の人件費でありますとか研修費、それから一定のベッド等の備品あたり、1床当たり60万円の助成があるということでございまして、その分の予算でございます。

以上でございます。

○杉浦康治委員 済みません、大変丁寧に答えていただいたので、大体何となくわかりましたけれども、字面見ると、従来から言われていた、非常にきつい職場だと、定着率も悪いと、雇用の全体の受け皿としては大きいものがあるよというようなお話もよく聞いておりましたので、できれば、絶対額としては結構大きい額になる、全体の割合からすると小さいんですけども、使い切るような、あるいは事業者のほうへの9割というふうなお話もありましたけれども、啓発啓蒙というのを徹底していただくとありがたいなというふうに思いましたので、ちょっとお話をお聞きしました。

○松田三郎委員長 課長、簡潔にお願いいたします。

○中島高齢者支援課長 6月に介護保険事業者を全て集めた集団指導というのを行ってございまして、その中で、ぜひ加算制度を使うようお願いしたところでございます。そういう機会を通じて周知、広報に努めたいと思っております。

○松田三郎委員長 ようできました。

医療政策課にちょっとお尋ねしますけれども、この主要な施策の成果の中の24年度、20

ページの(4)の中、看護職員の確保、これは、医師確保と同じくというか、それ以上にかなりピンチであると。県の看護協会からもたびたびそういう要望もいただいております、ここに書いてありますように、潜在看護職員と。こういう言葉もここ1～2年聞くようになりまして、恐らく資格は持っているけれども今現場に立っていらっしゃらない、例えば出産や育児等々で何年かどうしても現場を離れなければならないと。そういった方に聞きますと、医療というのは、現場は日進月歩で、数年ブランクがあると、例えば知識とか、技能とか、職場環境とかで、なかなか患者さんと接するには非常に怖い、恐怖心等もあると。だからぜひ、なれるような研修をお願いしたいということで、ここにも早速取り組んでいただいているわけですが、24年度が、これは多分延べだと思いますが、受講生が26名ということで、大体何回ぐらいなさるものなのかとか、あと、25年度はちょっとふえたのか、そして、できれば、この中から再就職なさった方が何人ぐらいいらっしゃるかがというのがフォローしてあるのかなと思いましたが、その3点、わかる範囲で結構でございます。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

今委員長がおっしゃるとおり、看護職員の確保というのは非常に大きな問題になっておりまして、各病院ともその確保に苦労されているところでございます。そういった中で、正確な数字じゃございませんけれども、潜在看護職員というのが大体1万人ぐらい県内でもいらっしゃるんじゃないかというふうに言われております。これは、済みません、正確な数字じゃございませんけれども、そういったことで、今度の社会保障改革の中でも登録制とかいうようなお話も出てきているというのはそういったところからでございます、

そういった方を積極的に、ぜひ資格を活用していただきたいということで、現在看護協会のほうにお願いをいたしまして、再教育といえますか、研修を行っていただいているところでございます。これは、座学と、受け入れ病院を探していただきまして、簡単な、そんなに長期間じゃございませんけれども、全体で5日間ぐらいですけれども、現場での——電子カルテが導入されたりとか、やはり、先ほど委員長がお話しありましたとおり、機器がかなりやっぱり昔とは違っているとか、そういったことがございますので、そういったものを経験していただくというようなことで、座学と研修と合わせた形で実施をしております。

それで、数字的には、去年が、ちょっと正確な数字が今見つけられませんが、23年度が46名ほどたしか受けられておりまして、そのうち、パーセントで45%ぐらい、両方とも、昨年度も割合にして45%ぐらいの数が復職をされているという形になっております。

ただ、追い方が、ずっと追っているわけじゃございませんで、ちょっとそれ以降に就職された方もいらっしゃるかもしれませんが、大体5割弱の方が、この講習を受けられた方はそういった形で復職されております。受けられる方は、そういったやっぱり復職に対する意欲も当然高いということが言えるのかと思います。

そういったことで、去年は熊本だけじゃなく——熊本にまで来ていただくと、なかなか厳しいということで、昨年は天草のほうでも開催をいたしまして、これにも10何名の方が参加いただいております。その復職者数はちょっとわかりません。

そういった形で、今看護協会のほうとは、熊本とそれから何カ所か場所を分けて開催するというような形で、ちょっと地道な取り組みではございますけれども、復職支援に取り組んでいきたいというふうに、相談をしながら

ら進めているところでございます。

数字はまた、済みません、改めて……。

○松田三郎委員長 主に、じゃあ看護協会への委託費といいますか、が主になるわけですね。

○三角医療政策課長 そうでございます。

○松田三郎委員長 同じような状況は、例えば女性医師とか、潜在的な女性医師と言うかどうか別としまして、あるいは保育士なんかもよく聞く話でございますので、そういったことは非常にいい試みだと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 本編のほうの46ページで、障害者福祉費170万の予算ですけれども、これ、発達障がい児早期発見・早期支援事業、大体6割ぐらいしか使っていないというふうなことで、4.5割ぐらいは不用額というふうなことで、何かこの発達障害の対策がおくれているのではないかとか、進んでいないのではないかというふうに、この予算の執行状況から、そういうふうな判断をせざるを得ないなというふうに思いますが、その辺はどういうふうな、なぜこの70万ぐらい残ったとか、75万ぐらい残ったとかというのを聞かせてください。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

発達障がい児の早期発見・早期支援事業につきましては、唯一発達障害の関係で子ども未来課がっております。24年度につきましては、保健師さん向けのマニュアルとそれから乳児健診で使う問診票のモデルをつくりました。残りしました理由は印刷費、印刷費がかなり入札で安く済んだということでありまし

て、事務的には全く滞らずにやっております。

○小早川宗弘委員 発達障害の早期発見、早期支援というのは、私もずっと委員活動を通して力を入れてきておりますし、社会的にも急務な問題だというふうに、喫緊の課題だというふうに思いますので、ちゃんと予算がついとるものですから、しっかりと、まあ、余りそうだったら違う対策をやるとか、研修を、一人でも何か外部講師を呼んで勉強会を、とか、そういうふうにとしっかりと使っていただきたいと思っております。

以上です。

○岩中伸司委員 40ページの社会福祉課、生活保護関係で、最近非常に、徴収の面じゃなくて、現状でいけば、ここで不用額は5,224万円ですが、全体的な経費が多いということで、現状では、今熊本県内では保護率が14.3%というふうなことで示してありますけれども、この生活保護がずっとこの間うなぎ登りに多くなっているように聞きますし、そういう統計だろうと思っておりますが、熊本県もそういう現状ですよ。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

今委員の御質問に答えて、本県の状況をとということでございますが、全国的に、特に平成20年秋のリーマン・ショック以降、保護世帯、大変ふえております。国費というか、全国での生活保護費がもう4兆に届こうかというところで、たしか今年度予算で3.9兆円、全国ではあります。

本県の場合、県は31億ということなんですけれども、熊本市まで入れると、これが桁違って300数十億とか、そういう桁になっていきます。これはなぜふえているかという、先ほどの繰り返しになりますが、リーマン・

ショック以降の不景気、ここから被保護世帯がふえておまして、本県も連動するような形でふえ続けているという状況にあります。

それと、そのふえ続けている中で保護世帯の性質別の内訳を見ますと、多いのは高齢者世帯、どういう方かという、最低年金で、資産を売り払ったりしても最低水準の暮らしができない方々、あるいは無年金の方々、こういった高齢者の方々がふえてきたり、一番問題になっておりますのは、本県の場合、熊本市も入れた1万9,000世帯のうちの15%程度になるんですけども、いわゆる稼働年齢層、18歳から64歳までを指しますけれども、稼働年齢層を含むその他の世帯の増加、これがこの4～5年でも4倍程度になっているということです。

稼働年齢層を含むその他の世帯ということは、働く能力が肉体的にはあるにもかかわらず、働けない、それはなぜかという、もちろん職がないと、40代、50代の方々については職がないということがあられるんですけども、あと、若い方々については、いわゆるコミュニケーション力がうまくついてなくて、そこで職場とマッチングができないとか、仕事につけないという問題があります。

そこで、国が、今度、生活保護制度の見直しとして、生活保護法の改正とともに、生活者自立支援法案、これは今度の秋の臨時国会に再提出いたしますが、もちろん、制度の信頼性を確保する、不正受給対策を強化する一方で、特に生活保護受給者の自立就労の支援、これを強く押し出しているところでありまして、本県もその方向で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○岩中伸司委員 大変深刻な問題と思うんですね。特に、今説明ございましたが、働ける年齢層で非常に生活保護がふえているというところについては、これは、社会的な、経済

的な、いろんなやっぱり社会の動向が一番原因じゃないかというふうに思うんですね。

これ、聞いてみれば、全県下でもいろいろばらつきがあるんですが、私が住んでいる荒尾市なんか特にひどいらしくて、正確な数字は聞いてないんですが、この前ちらっと聞いたところによると、4人に1人ぐらゐは生活保護じゃないかというふうな話もあったんですが、それはちょっとひど過ぎるなと思ったんですけども、9,000人前後ぐらゐおるぞというふうな、それは違うぞと私は言ったんですが、全県下見ても、一番ひどいところというのは、何か統計資料の中では、保護率、県全体では14%ぐらゐですが、20%ぐらゐとかもあるんですか。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

まず、保護率につきましては世帯別で出しますが、これは、14.3%ではなくて、14.3パーミル、1.43%ということでございます。

それで、ちょっと手元に——資料探せばあられるんですけども、大ざっぱに申し上げますと、保護率が10パーミルを超えているところが、県の管轄外であります、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、これはことしの4月現在ですか、というふうになっております。都市部において、市部において10パーミル、1%を超えているという状況にありまして、郡部のほうは、総じて大体6パーミル、0.6%程度というふうになっております。

○岩中伸司委員 都市部が非常にひどいというふうな統計ですけども、これもやっぱり、課長おっしゃったように、現役世代で生活保護が多いということと、退職者の年金生活者なんか都都市部に多いということの理解で——それをやっぱり改善していく、そういう手だてもやっぱりしっかりやっていかなけ

ばならないと思うんですけども、そこら辺までは、きょうはちょっと触れませんが、そういう思いを強くしたところです。

○青木社会福祉課長 社会福祉課です。

その就労の問題につきましては、もちろん県としても頑張る必要があるところございまして、県の福祉事務所、あるいは市の福祉事務所において、就労支援員、これを数年前から置いているところございますが、その一方で、県の労働サイド、労働局、ハローワークのほうはかなり力を入れておられまして、事業名としては、生活保護から就労へというような名称の事業を、今年度、ちょっと名称を変えられて力を入れられているところでございます。

労働局というか、国の労働サイドとのすみ分けとしましては、生活保護受給者、あるいは生活保護受給に至る前の方でも、稼働能力というか、就職する能力が高い方については、優先的に国の労働サイドでハローワーク通じて一般就労につなげていくという流れでございまして、こちら、福祉サイドとしましては、福祉的支援が必要な方々について、いろんな支援、自立支援プログラムというのがあって、仕事になれさせるとか、そういうものもあるんですけども、そういうのも踏みながら、福祉的支援を行いながら、福祉サイドでは自立就労支援を図っていくという方向に今なっております。

以上です。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

ないようでございますので、これで健康福祉部の審査を終了します。

今回の第4回委員会は、10月18日金曜日午前10時に開会し、警察本部の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会

を閉会いたします。

御苦労さんでございました。

午後3時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長